

のぼりべつ 市民便利帳

2024.
1～



のぼりべつ市民便利帳 もくじ

市の概要	2
イベントカレンダー	3
イラストマップ	5
よくある手続き	7

- 窓口業務時間と証明書交付の電話予約
- コンビニ交付サービス
- らくらく窓口証明書交付サービス
- マイナンバーカード
- 印鑑登録と印鑑登録証明書
- パスポート ●税金

保険・年金	10
-------	----

- 国民健康保険 ●後期高齢者医療制度
- 介護保険 ●国民年金

結婚・離婚	12
-------	----

- 婚姻届 ●離婚届

妊娠・出産	13
-------	----

- 妊娠・出産された方へ
- 出生届 ●国民健康保険
- 医療費の助成や給付
- 健康診査と予防接種

子育て	15
-----	----

- 子育て支援
- 保育所・幼稚園・認定こども園
- 手当と助成

教育	17
----	----

- 教育相談 ●教養と生涯学習
- 支援・助成

引越し・住まい	19
---------	----

- 転居・転入・転出届
- 市営住宅の入居 ●上・下水道
- 建物の申請と検査
- グリーンデータバンク ●空き家

ごみ・環境	21
-------	----

- ごみの分別と収集 ●リサイクル
- し尿の収集 ●水洗トイレ

障がい	23
-----	----

- 年金と共済 ●後期高齢者医療制度
- 手当・給付・助成 ●障害福祉サービス
- 障害児通所支援サービス
- 地域生活支援事業 ●その他の制度
- 介護者のために ●相談施設

高齢者・介護	28
--------	----

- 介護サービス
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- その他のサービス

お悔やみ	30
------	----

- 死亡届 ●おくやみワンストップ窓口
- 墓地

災害・事故	31
-------	----

- 火事と救急 ●救急講習
- 交通事故など ●防災 ●医療機関
- 歯科診療機関
- 休日・夜間の救急病院 ●AED

暮らしに役立つ情報	34
-----------	----

- 防犯灯、道路の除雪
- 犬や猫などを飼うときは
- カラスの巣・ハチの巣の駆除
- 保健 ●生活・法律相談 ●生活保護
- 市議会 ●選挙
- 市職員出前フリートーク
- 情報の公開・個人情報の保護
- 市公式ウェブサイト、SNS

施設案内	37
------	----

- 主な市の施設
- 主な公園
- 主なスポーツ施設
- 市や公的機関などの電話番号
- その他の公的機関など



登別

イベントカレンダー



1

鬼まつり

月 ● 1月下旬の土曜日／市内各地区



赤や青の衣装を身に付けた鬼たちが『元鬼ふりまき隊』として市内を練り歩き、無病息災や家内安全、商売繁盛を祈願します。

2

登別温泉湯まつり

月 ● 2月3日・4日／登別温泉街ほか



豊富な湯量と多彩な泉質を誇る湯への感謝、湯が尽きることのないよう繁栄と無病息災への祈りを込めたまつり。中でも、下帯姿の若者たちが湯をかけ合う『源泉湯かけ合戦』は見ものです。

3

カルルス温泉冬まつり

月 ● 3月上旬／カルルス温泉サンライバスキー場



雪中みかん拾いや雪上もちつきなど、家族で雪と親しむイベントが行われます。

6-7

地獄の谷の鬼花火

登別地獄谷に棲む湯鬼神たちが、迫力たっぷりの鬼花火を夜空に放ちます。



楽しいイベントたくさん♪

7

わくわく広場のぼりべつ

月 ● 7月中旬の土・日曜日／登別ビーチパーク（登別マリンパークニクス前庭）



多くの人が出会い、交流し、楽しくわくわくする登別地区のイベント。ビンゴ大会、登別小学校オニッコマーチングバンドや登別中学校プラスバンドの演奏など、多彩なプログラムが2日間繰り広げられます。

夏

のぼりべつ夏祭り×登別ブランドまるしえ

月 ● アーニス周辺道路およびらっぱ公園



夏の一大イベント『のぼりべつ夏祭り』と登別の食が集まる『登別ブランドまるしえ』がコラボ開催。大露店街のほか、様々な参加者によるステージパフォーマンスなどイベント盛りだくさん。豪華景品が当たる大抽選会も開催します。

登別市の魅力いっぱい

登別ブランド推奨品

『登別ブランド推奨品』は、登別市の豊かな自然や文化から生み出される製品の中でも特に優れたものとしてまちをあげてお薦めする逸品です。

現在、33商品が登別ブランド推奨品として認定されており、市内取扱店舗やネットショップでも購入することができます。（令和6年3月31日現在）

ご自宅用はもちろん、お土産にもぴったりの登別の味をどうぞお楽しみください。

※詳しくは『登別ブランド推奨品』で検索してください。

☎ 登別ブランド推進協議会事務局（登別市観光経済部商工労政グループ内） 電話 85-2171





ぜひ
遊びに来てね

登別グリーン・ピア サマーフェスティバル

●若草中央公園



若草・新生地区で開かれる毎年恒例の夏祭り。焼き鳥やビール、かき氷、金魚すくいなどの出店に加え、太鼓やバンドの演奏、カラオケ大会などのイベントで盛り上がります。



鬼火の路、 幻想と神秘の谷

●通年（日没～21時30分）／
登別地獄谷

夜もキレイ♡



通年

8 登別地獄まつり

●8月下旬
登別温泉街

年に一度地獄の釜のふたが開き、閻魔大王が赤鬼、青鬼を従えて温泉街に現れます。『前触れ太鼓』や迫力満点の『鬼みこし暴れ練りこみ』、地獄の審判を下す『閻魔大王からくり山車』などが繰り広げられます。



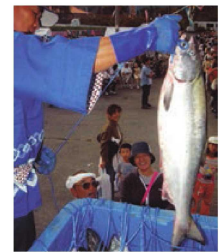
9 幌別地区手づくり祭り

月 ●9月上旬の土・日曜日

平成元年から開催している祭りで、毎年大勢の来場者でにぎわいます。姉妹都市の物産展も開催します。

登別漁港まつり

●9月第2土・日曜日／登別漁港



色とりどりの大漁旗で飾られた漁船が並ぶ登別漁港を会場に、朝揚げ鮭の抽選即売会や花火大会など盛りだくさんのイベントが行われるほか、露店や青空市では、地元で捕れた新鮮な海の幸などが販売され、大勢の来場者でにぎわいます。

8・11 市民文化祭

月 月

●8月下旬～11月

日頃、文化活動を行っている市民や団体が、作品や活動の成果などを市内の各施設で発表します。

子育て世代包括支援センター ネウボラのぼりべつ

妊娠・出産・育児に関する心配ごとやお悩みはありませんか。

登別市は、総合福祉センターしんた21内に、子育て世代包括支援センター「ネウボラのぼりべつ」を開設し、保健師や助産師などが、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、関係機関と連携して、子育て世代に必要な支援や情報を提供しています。

ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。

※「ネウボラ」とは、フィンランド語で「相談・アドバイスの場」という意味です。

問 健康推進グループ 電話85-0100



登別

イラストマップ



亀田記念公園



キウシト湿原



郷土資料館



よくある手続き

- 窓口業務時間と証明書交付の電話予約
- コンビニ交付サービス
- らくらく窓口証明書交付サービス
- マイナンバーカード
- 印鑑登録と印鑑登録証明書
- パスポート ●税金

窓口業務時間と証明書交付の電話予約

■窓口業務時間

月曜日から金曜日の9時から17時30分まで（休日、12月29日から1月3日までを除く）

問 登別市役所 電話 85-2111（代表電話）

■窓口の時間延長

（市民サービスグループ1番窓口）

<延長日・時間>

木曜日は19時まで延長（休日、12月29日から1月3日までを除く）

<取り扱う主な業務>

戸籍、住民票（異動届を含む）、印鑑登録、マイナンバーカード（個人番号カード）など

※パスポート業務を除く。

※他市区町村のシステムの稼動状況等により対応できない場合があります。

問 市民サービスグループ 電話 85-1855

■証明書交付の電話予約

<予約受付時間>

金曜日の9時から17時まで（金曜日が休日の場合はその直前の開庁日）

<予約できる証明書>

- ・住民票の写し（本人または同一世帯のもの）
- ・印鑑登録証明書（本人のもの）

※予約時に印鑑の登録番号を確認します。

<受け取り方法>

翌土曜日の9時から12時までに市役所1階宿直室で交付します。

※土曜日が年末年始の場合、電話予約は受け付けできません。

問 市民サービスグループ 電話 85-1855

本人確認書類の提示について

各種手続きなどで窓口に来た方の本人確認を行っています。

・1点の提示で良いもの（主なもの）

官公署の発行した写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）など）

・2点以上必要なもの

健康保険被保険者証、年金手帳、社員証、学生証など



コンビニ交付サービス

全国のコンビニなどに設置されているマルチコピー機で夜間や市役所の閉庁日でも各種証明書を取得できます（年末年始及びシステムメンテナンス日を除く）。

<利用できる時間>

6時30分から23時まで（各店舗の営業時間内）

<必要なもの>

利用者証明用電子証明書の機能が付いたマイナンバーカード（個人番号カード）またはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォン、手数料

<取得できる証明書>

住民票の写し・戸籍全部（個人）事項証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・所得証明書・課税証明書

<スマホ用電子証明書搭載のスマートフォンでサービスが利用できる事業者>

株式会社ファミリーマート、株式会社ローソン
※今後、利用できる事業者が拡大する予定です。

※現在はAndroid端末の一部の機種で利用できます（iPhoneの対応時期は未定）。



問 市民サービスグループ 電話 85-1855

らくらく窓口証明書交付サービス

マイナンバーカード（個人番号カード）を使って、市民サービスグループ1番窓口を設置しているタッチパネル端末を利用することにより、本人確認や申請書の記入をせずに、短い待ち時間で各種証明書を取得できます。

タッチパネル端末で申請が確定すると「受付票」が発行されますので、窓口に提出してください。

<必要なもの>

利用者証明用電子証明書の機能が付いたマイナンバーカード（個人番号カード）またはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォン、手数料

<取得できる証明書>

住民票の写し・戸籍全部（個人）事項証明書・印鑑登録証明書・戸籍の附票の写し・所得証明書・課税証明書

問 市民サービスグループ 電話 85-1855

マイナンバーカード（個人番号カード）

1. 新規申請

マイナンバー（個人番号）をお知らせする『通知カード』または『個人番号通知書』とともに送付されている『個人番号カード交付申請書』のほか、市で発行する申請書を使用することもできます。



<郵送による申請>

『個人番号カード交付申請書』に必要事項を記入し、顔写真を貼り付け後、『通知カード』を切り離して、申請書のみを送付用封筒に入れて郵便ポストに投函。

※送付用封筒がない場合は、お持ちの封筒に入れ、送付してください。封筒代と送料は送付する方の負担となります。

送付先

〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局
郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構
個人番号カード交付申請書受付センター 宛

<ウェブサイトでの申請>

※詳しくはマイナンバーカード総合サイト

(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) をご覧ください。

※住所や氏名が変更になった場合、旧住所や旧姓の記載された申請書は使用できません。

※『マイナンバーカード（個人番号カード）』申請中に市外へ転出した場合は、申請が無効になります。新しくお住まいになる市区町村役場で転入手続き後に再申請をしてください。

<ウェブサイトでの申請補助>

市役所や各支所でインターネット申請の補助を行っています。申請者本人が必ず来庁してください。

<必要なもの>

- ・マイナンバー（個人番号）をお知らせする『通知カード』
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）・本人確認書類（原本） **P 7 参照**

※顔写真は市役所で撮影します。帽子やサングラス、マスクなどの着用は認められませんのでご了承ください。

※一人につき 20 分程度の時間がかかります。

<マイナンバーカードの出張申請>

市職員が市内の企業（職場）、個人宅などに訪問し、マイナンバーカードの出張申請受付を行っています。出張希望日の 7 日前までに申し込みフォームまたは電話で申し込みください。

**<対象者>**

初めてマイナンバーカードを申請する方

<必要なもの>

- ・マイナンバー（個人番号）をお知らせする『通知カード』
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）・本人確認書類（原本） **P 7 参照**

※顔写真は市役所で撮影します。帽子やサングラス、マスクなどの着用は認められませんのでご了承ください。

※一人につき 20 分程度の時間がかかります。

2. 受け取り（市民サービスグループ1 番窓口）

『マイナンバーカード（個人番号カード）』の交付準備ができた旨の『交付通知書』を市からご自宅宛てに送付しますので、届き次第、市役所へ受け取りに来てください。

市役所や各支所でインターネット申請の補助を受けられた方で、本人確認ができた方は、本人限定受取郵便または一般書留にてカードをご自宅宛てに送付します。

※マイナンバーカード（個人番号カード）は、地方公共団体情報システム機構に申請してからお渡しするまでに 1 カ月から 1 カ月半程度かかります。

<本人が受け取る時に必要なもの>

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）の『交付通知書』
- ・マイナンバー（個人番号）をお知らせする『通知カード』
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・本人確認書類（原本） **P 7 参照**

<代理人が受け取る時に必要なもの>

※要件がありますので、問い合わせください。

<暗証番号>

『マイナンバーカード（個人番号カード）』の各種機能を利用するため、カードを受け取る際に暗証番号の入力が必要です。

- ・署名用電子証明書（6 文字以上 16 文字以下の英数字）
- ・利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用暗証番号、券面事項入力補助用（4 桁の数字）

※暗証番号の設定が不要な顔認証カードも選択できます。

3. 紛失・盗難

『マイナンバーカード（個人番号カード）』の紛失や盗難にあった場合、マイナンバー総合フリーダイヤル（電話 0120-95-0178）に電話し、機能を一時停止してください。また、必要に応じて警察で遺失物の届け出を行い、届出日と受理番号を控え、市に紛失届を提出してください。

4. 再交付の申請（市民サービスグループ1 番窓口）**<再交付手数料>**

1,000 円（『マイナンバーカード（個人番号カード）』800 円 + 電子証明書 200 円）

- ・カードの紛失、焼失、著しい損傷、機能の損失があったとき

※追記欄の余白がなくなったとき、有効期限が満了する日までの期間が 3 カ月未満となったときの再交付手数料は無料です。

<必要なもの>

- ・本人確認書類（原本） **P 7 参照**

※カードの著しい損傷、機能の損失による再交付の場合は『マイナンバーカード（個人番号カード）』をお持ちください。

問 市民サービスグループ 電話 85-1855**印鑑登録と印鑑登録証明書**

印鑑登録・印鑑登録証明書の交付手続きは、本人が行うのが原則です。

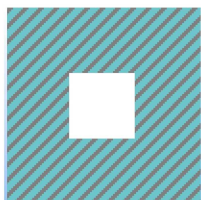


登録できる方	住民基本台帳に登録されている 15 歳以上の方
登録に必要なもの	・登録する印鑑（1 人 1 個。1 つの印鑑を複数人で登録することはできません） ・本人確認書類 ➡ P 7 参照

印鑑登録証	・印鑑登録の申請受理後『印鑑登録証』を交付します ・印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証を持参してください（本人以外の方が持参しても交付しますので、取り扱いには気を付けてください）
本人が窓口に来られない場合（代理人申請）	【必要なもの】 代理権授与通知書（委任状）、登録する印鑑、代理人の印鑑 【代理申請後】 本人の意思確認のため、照会文書を送付しますので、本人が必要事項を記入し、再度代理人がこの文書と申請時に使った登録する印鑑、代理人の印鑑を持参してください（『印鑑登録証』の交付まで、1週間ほどかかります）

＜登録できない印鑑＞

- ・本人の氏名、または氏、名を表していないもの
- ・ゴム印やその他の印鑑で、変形または変化しやすいもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・一辺が8ミリの正方形に収まる小さなもの、または一辺が25ミリの正方形に収まらない大きいもの



▲原寸大（内側8ミリ、外側25ミリ）

※印影が中の□より小さい、または斜線内に収まらない印鑑は登録できません。

問 市民サービスグループ 電話 85-1855

パスポート

登別市でパスポートの申請ができるのは、登別市内に住民登録している方です。



1. 申請

（1）市民サービスグループ1番窓口での申請

＜受付時間＞

月曜日から金曜日までの9時から16時30分まで
（休日、12月29日から1月3日までを除く）

＜必要なもの＞

- ・一般旅券発給申請書（1通。5年または10年用）
- ・戸籍謄本（1通。6カ月以内に発行されたもの）
- ・写真（1枚。6カ月以内に撮影したものでパスポート用サイズのもの）
- ・本人確認書類（原本） [P 7 参照](#)
- ・前回取得したパスポート
- ・緊急連絡先（氏名、住所、電話番号）

（2）マイナポータルからのオンライン申請（更新手続きのみ）

これまで、旅券窓口での申請は、申請時と受取時の合計2回窓口に向う必要がありましたが、オンラインで申請する場合

は、受取時の1回のみ窓口に向うだけで手続きができます。

＜対象になる方＞

登別市に住民登録がある方で、かつ、電子証明書が有効なマイナンバーカード所持者で、次に該当する方

- ・パスポートの残存有効期間が1年未満となった方
- ・有効なパスポートの査証欄の余白が見開き3ページ以下になった方

＜対象にならない方＞

- ・初めてパスポートを申請する方
- ・お持ちのパスポートから、氏名や本籍地都道府県が変更になっている方

＜必要なもの＞

- ・有効期限内のパスポート
- ・電子証明書が有効なマイナンバーカード
- ・マイナポータルアプリ対応のスマートフォン

2. 受け取り（市民サービスグループ1番窓口）

受け取り日は申請時にお知らせします。2週間程度で受け取ることができます。

＜受け取り時間＞

（月曜日から金曜日までの9時から17時30分まで
休日、12月29日から1月3日を除く）

※パスポートは本人以外受け取りできません。また郵送などで受け取ることもできません。

＜申請手数料＞

手数料は、受け取り時に印紙・証紙で用意してください。

旅券の種類	収入証紙	収入印紙	合計金額
10年旅券（18歳以上）	2,000円	14,000円	16,000円
5年旅券（12歳以上）	2,000円	9,000円	11,000円
5年旅券（12歳未満）	2,000円	4,000円	6,000円

問 市民サービスグループ 電話 85-1855

税金

1. 個人市民税

1月1日現在、登別市に住所がある方に、前年の所得に応じて課税されます。



2. 法人市民税

市内に事務所または事業所のある法人などに課税されます。

3. 軽自動車税種別割

4月1日現在、軽自動車やバイクなどを所有している方に課税されます。



[関連ページ（軽自動車税種別割の減免） P 26 参照](#)

4. 固定資産税

1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。



5. 都市計画税

1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有している方に課税されます。

問 税務グループ 電話 85-1155

保険・年金

- 国民健康保険
- 後期高齢者医療制度
- 介護保険
- 国民年金

国民健康保険



1. 加入する方

市内に住所がある方で、ほかの健康保険に加入していない方は、国民健康保険に加入しなければなりません。

2. 国民健康保険税

世帯ごとの加入者数や前年の所得などに基づいて国民健康保険税が算定されます。



3. こんなときは届け出を（14日以内に）

- ・他の健康保険に加入したとき、または抜けたとき
- ・市外へ転出するとき、または市内に転入したとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・亡くなったとき
- ・生活保護を受けるようになったとき、または受けなくなったとき
- ・住所・氏名が変わったとき
- ・就学のために市外へ転出するとき、または卒業・退学したとき
- ・交通事故などによる傷病で被保険者証を使うとき
- ・被保険者証を紛失したとき、または汚れて使えなくなったとき



問 国民健康保険グループ 電話 85-1771

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者の方が安心して医療を受けられるようにつくられた、支え合いの医療制度です。



1. 加入する方

- ・75歳以上の方
- ・65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり、加入を希望する方（申請し認定を受けた方のみ）

2. 後期高齢者医療保険料

加入者本人の所得や世帯主の所得に基づいて算定されます。

3. こんなときは届け出を

- ・65歳から74歳までの一定の障がいのある方がこの制度へ

加入しようとするとき

- ・65歳から74歳までの一定の障がいのある方がこの制度を脱退しようとするとき、または障がいの状態が非該当となったとき
- ・市外へ転出するとき、または市内に転入したとき
- ・亡くなったとき
- ・生活保護を受けるようになったとき、または受けなくなったとき
- ・住所・氏名が変わったとき
- ・被保険者証などを紛失したとき、または汚れて使えなくなったとき

関連ページ（障がいのある方の後期高齢者医療制度）

P 2 3 参照

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

介護保険

介護保険は、介護を必要とする方が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、高齢者の介護を社会全体で支えていく制度です。



1. 加入する方

40歳以上の方は全員が原則加入者となり、40歳から64歳までの方は第2号被保険者、65歳以上の方は第1号被保険者となります。

2. 介護保険料

第1号被保険者の介護保険料は、本人や世帯の所得などに基づいて段階に分かれています。第2号被保険者の保険料は、それぞれの医療保険の算定方法により決まります。



3. 介護保険のサービスなど

要介護認定または要支援認定を受けた方などが利用できる訪問介護や通所介護などのほか、65歳以上の方であればどなたでも利用可能な介護予防事業などがあります。利用を希望する方は、市や地域包括支援センターにご相談ください。



関連ページ（高齢者・介護） P 2 8 参照

4. こんなときは届け出を（14日以内に）

- ・市外へ転出するとき、または市内に転入したとき
- ・亡くなったとき

問 高齢・介護グループ 電話 85-5720

国民年金

国民年金は、老齢・障がい・死亡について必要な給付を行い、生活の安定を図ろうとする相互扶助制度です。



1. 加入する方

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方は必ず国民年金に加入しなければなりません。

2. 被保険者の種類

＜必ず加入しなければならない方＞

- ・第1号被保険者 農業、漁業、商業などの自営業者やその配偶者、学生など
- ・第2号被保険者 厚生年金に加入している会社員や公務員
- ・第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

＜希望により加入できる方（任意加入）＞

- ・日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の方
- ・外国に住んでいる、20 歳以上 65 歳未満の日本国民
- ・昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた方で、65 歳までに老齢基礎年金の受給資格期間を満たすことのできない 65 歳以上 70 歳未満の方

3. 国民年金保険料の免除制度

所得が少なく保険料を納められない方や学生などには、免除・納付猶予制度や学生納付特例制度などがあります。



4. 国民年金の給付の種類

＜65 歳になったら老齢基礎年金＞

保険料を納めた期間と免除された期間、合算対象期間などを合わせて 10 年以上ある方に支給されます。



＜病気やけがで障がいが残ったら障害基礎年金＞

国民年金加入中や期間満了後に、65 歳未満（年金受給前）で障がいのある場合など、障害基礎年金の要件に該当すると支給されます。



＜亡くなったら遺族基礎年金＞

国民年金の加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき、その方に養われていた子どもがいる妻、または子どもに支給されます（子どもの年齢などの要件があります）。※この他に国民年金の独自給付として『付加年金』、『寡婦年金』、『死亡一時金』があります。



＜こんなときは届け出を＞

こんなとき	被保険者の種別	手続き先
第 2 号被保険者に扶養されている配偶者が 20 歳になったとき	未加入 第 3 号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第 2 号被保険者になり、その第 2 号被保険者に扶養されるようになったとき	第 1 号 第 3 号	配偶者の勤務先
第 2 号被保険者が 60 歳になる前に、会社などを退職したとき	第 2 号 第 1 号	年金・長寿医療グループ、各支所
第 2 号被保険者である方が会社などを退職し、第 2 号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第 2 号 第 3 号	配偶者の勤務先
第 2 号被保険者（配偶者）に扶養されていた方で、その配偶者が退職したとき	第 3 号 第 1 号	年金・長寿医療グループ、各支所
年金受給資格がある第 2 号被保険者（配偶者）が 65 歳になり、その配偶者に扶養されていた方が 60 歳未満のとき		
収入の増加や離婚などで第 2 号被保険者（配偶者）の扶養から外れるようになったとき		
学生など、厚生年金に加入していない方が 20 歳になったとき	未加入 第 1 号	年金・長寿医療グループ、各支所 ※日本年金機構から加入したことの知らせが来ます。お知らせが届かない場合は手続きが必要です。

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

結婚・離婚

- 婚姻届
- 離婚届

婚姻届



1. 届け出の期間

届け出をした日から法的効力が生じます。

2. 届け出をするところ

夫か妻の一方の本籍地または所在地

3. 必要なもの

- ・婚姻届書（1通）

※消えるボールペンは使用しないでください。

- ・成年の証人2人の署名

- ・本人確認書類（1点の提示で良いもの原本） **P 7 参照**

※本人確認できなかった方には、届出人に対し、お知らせを送付します。

※夜間・休日は、市役所1階宿直室で届書をお預かりすることができます（届書には、日中ご連絡のつく電話番号を記入してください）。

※登別市オリジナルの婚姻届でも届け出できますので、ご利用ください（数に限りがあります）。

問 市民サービスグループ 電話 85-1855

離婚届



1. 届け出の期間

届け出をした日から法的効力が生じます。（裁判離婚の場合は判決、審判、調停の成立後10日以内の届け出が必要で、成立日から法的効力が生じます）

2. 届け出をするところ

夫婦の本籍地または所在地

3. 必要なもの

- ・離婚届書（1通）

※消えるボールペンは使用しないでください。

※未成年の子どもがいるときは、親権者を決めてください。

- ・成年の証人2人の署名（協議離婚のみ）

- ・調停調書の謄本または審判書もしくは判決書の謄本と確定証明書（裁判離婚のみ）

- ・本人確認書類（1点の提示で良いもの原本） **P 7 参照**

※本人確認できなかった方には、届出人に対し、お知らせを送付します。

※夜間・休日は、市役所1階宿直室で届書をお預かりすることができます（届書には、日中ご連絡のつく電話番号を記入してください）。

問 市民サービスグループ 電話 85-1855

国民健康保険と国民年金の手続きも忘れずに （14日以内に）

■国民健康保険に加入している方

<必要なもの>

被保険者証、本人確認書類、マイナンバー（個人番号）
がわかるもの **P 7 参照**

問 国民健康保険グループ 電話 85-1771

■国民年金（第1号被保険者）に加入している方

<必要なもの> 基礎年金番号がわかるもの

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

妊娠・出産

- 妊娠・出産された方へ
- 出生届
- 国民健康保険
- 医療費の助成や給付
- 健康診査と予防接種

妊娠・出産された方へ

1. 母子健康手帳

妊娠・出産の経過や子どもの成長、健康状態などを記録する手帳です。交付の際に、保健師などが妊娠中の過ごし方や出産・育児などの不安や疑問について相談に応じます。

＜受付時間＞

月曜日から金曜日までの9時から17時まで（受付時間で都合の悪い方は、事前に健康推進グループへご相談ください）

＜場所＞しんた 21

＜対象＞妊娠された方またはご家族

＜必要なもの＞

- ・医師から交付される妊娠届出書
- ・マイナンバーカード（個人番号カード）または個人番号通知カード
- ・本人確認書類 P 7 参照

2. 子育てアプリのぼのぼ

紙の母子健康手帳と一緒に使用することで、地域の子育て情報を受け取ることができるほか、予防接種のスケジュールが簡単に管理できます。



3. 妊婦健康診査受診票

妊婦健診費用の一部助成が受けられる受診票を交付します。



4. 産婦健康診査受診票

産婦健診（産後2週間前後および産後1カ月前後）の費用助成が受けられる受診票を交付します。



5. 新生児聴覚検査受診票

新生児等に対する聴覚検査費用助成が受けられる受診票を交付します。



6. 妊産婦訪問・赤ちゃん訪問

保健師などが訪問し、お母さんや赤ちゃんの健康管理や子育てについて相談・指導を行います。



7. すこやかマタニティ教室

＜対象＞妊婦とその家族

＜内容＞もく浴や抱っこ、オムツ交換の練習など



8. 産後ケア事業

産後1年未満のお母さんとお子さんを対象に、必要に応じて、市が委託した助産師が授乳方法やもく浴などの育児手技について助言します。



9. 産後子育てママ派遣事業

出産の日から90日以内の方を対象に、出産後、お母さんの体力が回復するまでの間、ヘルパーが訪問し、育児や家事を支援します。



問 **健康推進グループ（しんた 21 内）** 電話 85-0100

出生届

1. 届け出の期間

出生日から14日以内



2. 届け出をするところ

出生地または本籍地が所在地

3. 必要なもの

- ・医師または助産師の証明（出生証明書）が添付された出生届書
- ※消えるボールペンは使用しないでください。
- ・母子健康手帳
- ※登別市オリジナル出生届でも届け出できますので、ご利用ください（数に限りがあります）。

問 **市民サービスグループ** 電話 85-1855

国民健康保険

1. 出産育児一時金

国民健康保険に加入している方が出産した場合は、出産育児一時金が支給されます。なお、協会けんぽなどの被用者保険（本人として1年以上加入していた場合）の資格喪失後6カ月以内の出産については、加入していた被用者保険から支給されます。



＜届け出の期間＞出生日から14日以内

＜対象となる出産＞妊娠12週以上の出産など

＜支払方法＞

（1）直接支払制度を利用する場合

出産費用を国民健康保険から直接、医療機関に支払います。費用が出産育児一時金を超えない場合は、届け出により世帯主に差額が支給されます。

（2）直接支払制度を利用しない場合

届け出により世帯主に支給されます。

【必要なもの】

被保険者証・マイナンバー（個人番号）が分かるもの・母子健康手帳・直接支払制度合意文書・出産費用内訳明細書・世帯主の銀行口座が分かるもの

2. 産前産後期間における国民健康保険税の免除

国民健康保険に加入している出産者または出産予定者について、対象期間の国民健康保険税の所得割額および均等割額が免除されます。

＜対象となる方＞令和5年11月1日以降に出産した、または出産予定の国民健康保険被保険者

＜対象となる出産＞妊娠85日以上の分娩をいい、死産、流産、人工妊娠中絶および早産を含む。

＜対象期間＞

- ・単胎妊娠の場合 出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの最大4カ月間
- ・多胎妊娠の場合 出産予定月の3カ月前から出産予定月の翌々月までの最大6カ月間

【必要なもの】

届出書・被保険者証・マイナンバー（個人番号）が分かるもの・母子健康手帳

問 国民健康保険グループ 電話 85-1771

医療費の助成や給付

1. 子ども医療費助成

子どもの健康増進と健やかな育成を目的に医療費の一部を助成します。

＜助成の対象となる方＞

- ・市内に住所があり、健康保険に加入している方
- ・年齢が満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある方
- ・主たる生計維持者の前年の所得額が制限内である方

＜助成の対象となる医療費＞

- ・未就学児 通院・入院・指定訪問看護
- ・小学生（課税世帯）入院・指定訪問看護
- ・小学生（非課税世帯）通院・入院・指定訪問看護
- ・中学生（課税世帯）入院・指定訪問看護
- ・中学生（非課税世帯）通院・入院・指定訪問看護
- ・高校生世代 入院・指定訪問看護

※いずれも保険診療分が対象となります。

2. 養育医療の給付

低体重児で生まれるなど、指定養育医療機関において入院医療を受ける場合は、それらの医療費の一部を給付します。

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

健康診査と予防接種

1. 乳幼児健康診査

＜対象＞4カ月から5カ月児まで（月1回）、1歳6カ月児（月1回）、3歳児（月1回）

＜内容＞診察、身体計測、育児相談、栄養相談、歯科検診

2. 10カ月児健康相談

＜対象＞10カ月児（月1回）

＜内容＞身体計測、離乳食相談、育児相談、地域子育て支援拠点の紹介

3. 乳幼児健康相談（すくすく☆親子相談）

＜対象＞相談希望のある乳幼児とその保護者（月1回）

＜内容＞身体計測、離乳食相談、育児相談

問 健康推進グループ（しんた21内） 電話 85-0100

4. 離乳食教室（もぐもぐ食育ひろば）

＜対象＞7カ月～8カ月児まで（年6回）

＜内容＞離乳食指導、試食（保護者のみ）、親子遊びの紹介

5. 親子むし歯予防教室

＜対象＞1歳から1歳6カ月までの幼児とその保護者

＜内容＞歯科医師の講話、歯科検診、フッ素塗布、歯みがき指導

6. 予防接種

次の予防接種は、登別・室蘭市内の予防接種実施医療機関で無料で受けることができます。

＜必要なもの＞母子健康手帳

※医療機関により、予防接種の曜日が決まっていますので、事前に電話で確認してください。

予防接種名	対象年齢	接種回数
B型肝炎	1歳未満	3回
小児用肺炎球菌	生後2カ月～5歳未満	4回
ヒブ（H i b）	生後2カ月～5歳未満	4回
四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）	生後2カ月～7歳6カ月未満	4回
三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）		3回
不活化ポリオ		
二種混合（ジフテリア・破傷風）1期		
B C G	1歳未満	1回
麻しん風しん混合	1期：1歳～2歳未満	1回
	2期：小学校入学前の1年間	1回
水痘（水ぼうそう）	1歳～3歳未満	2回
日本脳炎	生後6カ月～7歳6カ月未満	4回
	9歳～20歳未満	
二種混合（ジフテリア・破傷風）2期	11歳～13歳未満	1回
ヒトパピローマウイルス（子宮頸がん） ※ワクチンの種類および接種時期により接種回数が異なります。	小学6年生～高校1年生相当の女性	2回
	① 9価ワクチン1回目を15歳未満で受ける場合	
	② その他の場合	
ロタウイルス ワクチン ※ワクチンの種類により接種回数が異なります。	生後6週～生後24週	2回
	生後6週～生後32週	3回

7. フッ素塗布（有料）

むし歯予防のため、1歳6カ月から4歳未満までの子どもを対象に、計4回実施しています。

子育て

- 子育て支援
- 保育所・幼稚園・認定こども園
- 手当と助成

子育て支援

■地域子育て支援拠点

子育ての不安や悩みなどについて相談や助言を行っているほか、親子での遊びや育児の情報提供の場として施設を開放します。



施設名 所在地)	相談受付日時	開放日時
中央子育て支援センター (富士町7丁目2-1)	月～金曜日の9時～17時30分(土曜日は12時まで)	月・水・金曜日の10時～16時(12時から14時までを除く)
登別子育て支援センター (登別本町2丁目25-9)	月～金曜日の9時～17時(土曜日は12時まで)	月・水・金曜日の10時～16時(12時から14時までを除く)
鷺別子育て支援センター (鷺別町4丁目36-6)	月～金曜日の9時～17時30分	月～金曜日の10時～12時
富岸子育てひろば (富岸町3丁目8)	火・木・土曜日の10時～15時	火・木・土曜日の10時～15時

※中央子育て支援センターや登別子育て支援センター、鷺別子育て支援センターでは、電話による相談も受け付けています。また、鷺別子育て支援センター、富岸子育てひろばでは、オンライン相談も受け付けています。

<子育て講座・子育て勉強会>

毎回テーマを変えて、親子で楽しむ遊びの講座や勉強会を開催します。

<あそびの広場>

年齢別のグループごとに遊ぶ楽しさを親子で学び、子どもや親同士の交流の場を提供します。

開催日時や内容などは『広報のぼりべつ』でお知らせします。

問 中央子育て支援センター 電話 81-3715
登別子育て支援センター 電話 80-2772
鷺別子育て支援センター 電話 84-1235
富岸子育てひろば 電話 080-1890-0865

■ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、仕事と育児を両立させるための子どもの預かり相互支援組織です。育児などの援助を受けたい方や援助を行いたい方が、それぞれ依頼会員や援助会員として登録し、相互で子どもの預かり、保育所や幼稚園への送迎などを行います。

※登録は無料ですが、依頼には時間に応じて費用がかかります。



問 登別市ファミリーサポートセンター

電話 85-0033

■児童虐待などの相談

虐待を受けたと思われる子どもや近所の心配な子どもについての相談を受け付けています。



問 こども家庭グループこども相談室

電話 85-6677

室蘭児童相談所 電話 44-4152

保育所・幼稚園・認定こども園

1. 保育所

仕事や病気などにより家庭での保育が困難な場合、次の保育所に入所できます。各保育所には定員がありますので、詳しくは、こども育成グループに問い合わせください。

※保護者などの市民税額や子どもの年齢に応じて保育料がかかります。



施設名	所在地	電話番号
富士保育所	富士町7丁目2-1	☎85-2557
鷺別保育所	鷺別町4丁目36-18	☎86-7254
登別保育所	登別本町2丁目25-9	☎80-1133
栄町保育所 (もみの木こども園(仮称))	新生町3丁目13-3	☎86-9515
幌別東保育所	幌別町8丁目17	☎88-0151

※栄町保育所は令和6年4月1日に『もみの木こども園(仮称)』へ移転します。

2. 幼稚園

遊びを通して、小学校以降の生活や学習の基盤を育成する施設です。入園資格や保育期間、定員など、詳しくは、各幼稚園に問い合わせください。



区分	施設名	所在地	電話番号
私立	リリー文化幼稚園	鷺別町 2 丁目 17	☎87- 2211

3. 認定こども園

教育・保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ施設です。入園資格や保育期間、定員など、詳しくは、各認定こども園に問い合わせください。

区分	施設名	所在地	電話番号
私立	認定こども園 白菊幼稚園	桜木町 2 丁目 5 - 3	☎85- 2545
	認定こども園 白雪幼稚園	登別本町 2 丁目 25- 8	☎83- 1162
	認定こども園 登別カトリック聖心幼稚園	中央町 7 丁目 15	☎85- 2414

問 こども育成グループ 電話 85- 5634

手当と助成

■児童手当

中学校卒業前の子どもを養育している方に支給します。



問 こども家庭グループ 電話 57- 1078

■児童扶養手当

18 歳までの子どもを養育しているひとり親家庭などの方に支給します（所得制限あり）。



問 こども家庭グループ 電話 57- 1078

■ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭などの母または父と子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。



<助成の対象となる方>

- ・市内に住所があり、健康保険に加入している方

【親】

- ・ひとり親家庭などの母または父で、18 歳に達した日の属する年度の末日までの間の子どもを監護している方
- ・ひとり親家庭などの母または父で、20 歳に達した日の属する月の末日までの間の子どもを扶養している方

【子ども】

- ・ひとり親家庭などの母または父に監護されている方で、18 歳に達した日の属する年度の末日までの間の方
 - ※特別支援学校の高等部（専攻科を除く）に在学する方は 20 歳に達した日の属する月の末日までの間の方
 - ・ひとり親家庭などの母または父に扶養され、または両親の死亡、行方不明などにより、他の家庭で扶養されている方で、20 歳に達した日の属する月の末日までの間の方
 - ・主たる生計維持者の前年の所得額が制限内である方
- <助成の対象となる医療費>

【親】入院・指定訪問看護の医療費

【子ども】通院・入院・指定訪問看護の医療費

※いずれも保険診療分が対象となります。

問 年金・長寿医療グループ 電話 85- 2137

■母子・父子・寡婦福祉資金

母子・父子・寡婦家庭からの修学資金貸し付けなどの相談を受け付けています。

問 こども家庭グループ 電話 57- 1078

■家庭相談

家庭相談員が、ひとり親家庭の自立のためにさまざまな相談を受け付けています。

問 こども家庭グループ 電話 57- 1078

教育

- 教育相談
- 教養と生涯学習
- 支援・助成

教育相談

教育についての相談電話で、勉強や進学、友だち、いじめ、精神的な悩み事など秘密厳守で相談をお受けします。また、市民会館の相談室で来室相談をお受けします。

＜受付日時＞月曜日から金曜日までの9時から17時まで

問 相談専用電話 電話 85-0085

Eメール tsunagu@city.noboribetsu.lg.jp

※二次元コードからも送信できます。



教養と生涯学習

1. 登別ときめき大学

社会・自然・歴史・文化などについて、年8回程度の講座を通して学ぶことのできる市民大学です（受講料は年間1,000円）。



2. 生涯学習人材バンク

何かを始めようとしている方や講師をお探しの方のために、団体や指導者の情報をまとめています。市公式ウェブサイトや市民会館などで閲覧できます。



3. 家庭教育学級

市内の保育所、幼稚園、小学校などに通っている子どもの保護者を対象に、交流を図りながら、子育てに関する様々なことを学ぶことのできる学習会を年3回程度開催します。

4. 市民マイプラン講座

市内団体が自主的に行う学習会に講師を派遣し、その謝礼を市教育委員会が負担する生涯学習推進事業です。



問 社会教育グループ 電話 88-1129

■子ども110番スタディちゃんの家

『子ども110番スタディちゃんの家』は、子どもが登下校中などに、変質者や不審者に被害を受けそうになった場合や危険を感じた場合に逃げ込める子どもの避難所です。市内企業や市民の方のご協力により設置しています。

問 青少年センター（社会教育グループ内）

電話 88-1154

■市民活動センター（のぼりん）

市民活動センター（のぼりん）は、『のぼりべつ』を元気にする市民活動の支援を行うとともに、市民活動の拠点の一つとして利用してもらうための施設です。

＜開館時間＞月曜日から金曜日までの9時から22時まで

土・日曜日の9時から18時まで

＜休館日＞休日、12月29日から1月3日まで

問 市民活動センター（のぼりん） 電話 83-6866

支援・助成

1. 就学援助

小・中学生が学用品費や給食費の心配をすることなく、義務教育が受けられるよう、就学援助制度を設けています。



＜対象となる方＞

- ・市民税が非課税の方
 - ・ひとり親家庭で児童扶養手当の支給を受けている方 など
- ※世帯の状況や収入などをもとに審査します。

＜援助の対象となる項目＞

学用品費等、給食費、修学旅行費、校外活動費、体育実技用具費、通学費、PTA会費など

※学年などにより、項目や支給金額等が異なります。

問 学校教育グループ 電話 88-1162

2. 奨学制度（登別育英会）

向学心に富み、有能な資質を持ちながら、家庭の経済的理由により就学が困難な学生・生徒を対象とした奨学援助を行っています。（申請受付は、例年2～3月ごろ）

＜対象となる方＞

高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学に入学する方

※成績や世帯収入などの基準を満たす方。

＜奨学金（月額）＞

10,000円～20,000円（進学先によって異なります）

問 登別育英会（教育総務グループ内） 電話 88-1100

3. 児童生徒文化・スポーツ振興助成金

登別市の児童生徒が、文化やスポーツに関する大会への参加に係る費用の一部を助成します。



▲文化



▲スポーツ

問 社会教育グループ 電話 88-1129

※令和6年度から、持続可能な文化とスポーツ振興の一体的な改革の一環として、これまで社会教育グループで実施していた事業（『市民マイプラン講座』『児童生徒文化・スポーツ振興助成金』）については、一般財団法人登別市文化・スポーツ振興財団が実施します。

引越し・住まい

- 転居・転入・転出届
- 市営住宅の入居
- 上・下水道
- 建物の申請と検査
- グリーンデータバンク
- 空き家

転居・転入・転出届

1. 転居届（登別市内で引っ越したとき）

＜届け出期間＞

新しい住所に住み始めた日から 14 日以内

＜必要なもの＞

- ・ 本人確認書類（原本） [P 7 参照](#)

※マイナンバーカード（個人番号カード）や住民基本台帳カードをお持ちの方は、必ずご持参ください。

※外国人の方を含む転居の場合は、引っ越しをする外国人の方全員分の在留カードか特別永住者証明書を必ずご持参ください。

※同一世帯員以外の代理人が届け出をする場合は、委任状が必要です。



2. 転入届（市外から登別市に引っ越したとき）

＜届け出期間＞

新しい住所に住み始めた日から 14 日以内

＜必要なもの＞

- ・ 転出証明書（前に住んでいた市区町村が発行したもの）

※『転出証明書』の提出なしで転入手続きができる『転入届の特例』を利用する方は、マイナンバーカード（個人番号カード）とその暗証番号（住民基本台帳 4 ケタ）、または住民基本台帳カードが必要です。

- ・ 窓口へ来られた方の本人確認書類（原本） [P 7 参照](#)

※マイナンバーカード（個人番号カード）や住民基本台帳カードをお持ちの方は、カード継続利用の手続きが必要となりますので必ずご持参ください。

※外国人の方を含む転入の場合は、引っ越しをする外国人の方全員分の在留カードか特別永住者証明書を必ずご持参ください。

※同一世帯員以外の代理人が届け出をする場合は、委任状が必要です。

※国外から転入された方は、全員分のパスポートが必要です。



3. 転出届（登別市から市外へ引っ越すとき）

＜届け出期間＞

転出予定日の 14 日前から

＜必要なもの＞

- ・ 本人確認書類（原本） [P 7 参照](#)

※同一世帯員以外の代理人が届け出をする場合は、委任状が必要です。

※マイナンバーカード（個人番号カード）や住民基本台帳カードをお持ちの方は、転出手続きの特例が受けられますので問い合わせください。

※電子証明書の機能が付いたマイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、『マイナポータル』からオンラインによる転出手続きができ、転出にあたり市役所または各支所への来庁が原則不要となります。



問 市民サービスグループ 電話 85-1855

保険の手続きも忘れずに （14 日以内に）

■国民健康保険

＜必要なもの＞被保険者証

本人確認書類 [P 7 参照](#)、マイナンバー（個人番号）が分かるもの、本人の口座番号が分かるもの（還付が発生する場合に確認します）

問 国民健康保険グループ 電話 85-1771

■後期高齢者医療制度

＜必要なもの＞被保険者証、本人の口座番号が分かるもの（還付が発生する場合に確認します）

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

■介護保険

＜必要なもの＞被保険者証、本人の口座番号が分かるもの（還付が発生する場合に確認します）

問 高齢・介護グループ 電話 85-5720

市営住宅の入居

■入居の申し込み

入居募集期間を定め、抽選（年 3 回程度実施）で入居者を決定します。抽選の実施は、『広報のぼりべつ』と『市公式ウェブサイト』でお知らせします。

※随時募集している場合があります。詳しくは問い合わせください。



＜申し込みできる方＞

- ・家族で入居する方(婚姻中の方を含む)
- ※高齢の方や障がいのある方などは、単身でも申し込みできますが、住宅の大きさに制限があります。
- ・持ち家のない方
- ・現在、公営住宅に入居していない方
- ・収入が条例などで定めた基準の範囲内で、それを証明できる方
- ・市税などを滞納していない方
- ・入居者や同居者が『暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律』第2条第6号に規定する暴力団員でない方

問 建築住宅グループ 電話 85-4399

上・下水道

1. 上水道

- ・水道の新設・撤去などの給水装置工事や漏水・凍結などの修理は、市の指定給水装置工事業者に申し込みください。
- ・水道料金は、家事用、家事用以外、公衆浴場用などの用途別に定められ、基本料金と使用した水量で計算（2カ月ごとにメーターを検針）します。
- ・市内で水道を新たに使う場合や、転居・転出により現在使用している水道を使用しなくなる場合、事前に届け出ください。

2. 下水道

- ・水洗トイレへの改造や排水設備の設置・修理などは、市指定の排水設備工事指定店に申し込みください。
- ・下水道使用料は、水道の使用水量を基準として、基本料金と使用した水量で計算（2カ月ごとにメーターを検針）し、水道料金と合わせてお支払いいただきます。

3. 口座振替

銀行、郵便局、農協などの口座から自動引き落としで料金が支払えます。希望する方は、最近の領収書、通帳、届け出印を持参して金融機関などの窓口で手続きしてください。

関連ページ（水洗トイレ）P22参照

問 ●水道の新設や修理の相談

：水道グループ 電話 85-5510

●水道料金や使用状況の変更

：水道グループ 電話 85-5501

●下水道：下水道グループ 電話 85-9052

建物の申請と検査

1. 建築確認申請

建物（物置・車庫を含む）を建てる時（新築・増改築など）は、あらかじめ『建築確認申請』が必要です。建築基準法上いろいろな規制



がありますのでご相談ください。

2. 完了検査申請

建物の工事が終わりましたら、『完了検査申請』を行い、建物の検査を受け、検査済証の交付を受けてください。

問 建築住宅グループ 電話 85-4399

グリーンデータバンク

転出や転居などの理由で管理できなくなった樹木や花などの情報を市民の皆さんにお知らせし、受け取りを希望する方に紹介、お譲りすることで植物を大切にしようとする制度です。

なお、グリーンデータバンクは、樹木や草花の仲介・あっせんを行うもので、直接の取り引きや運搬は行っていません。

問 土木・公園グループ 電話 85-4115

空き家

■空き家

空き家の売買・賃貸・解体の相談、空き家のリフォーム補助に関する相談などについては、都市政策グループへ問い合わせください。

また、相談内容に応じて、次の団体でも直接相談することができます。

空き家の相談内容	団体名称	電話番号
売買・賃貸など	北海道宅地建物取引業協会 室蘭支部 (月～金曜日の10時～16時)	☎44-4996
	全日本不動産協会 北海道本部 (月～金曜日の9時～17時30分)	☎011-232-0550
相続など	札幌司法書士会 空き家相談ダイヤル (月・水・金曜日の13時～16時)	☎011-211-8763
相続・賠償など	札幌弁護士会 (むろらん法律相談センター) (月～金曜日の10時～16時)	☎47-8373
解体・リフォームなど	登別建設協会 (月～金曜日の9時～17時)	☎85-2442
空き家状況確認、草刈りなど	登別市シルバー人材センター (月～金曜日の8時30分～17時)	☎88-0880

※祝日や年末年始など、休業している日があります。

問 都市政策グループ 電話 85-3230

ごみ・環境

- ごみの分別と収集
- リサイクル
- し尿の収集
- 水洗トイレ

ごみの分別と収集

1. ごみの分別

- ・ごみは、『燃やせるごみ』、『燃やせないごみ』、『資源ごみ』、『粗大ごみ』、『有害ごみ』の5種類に分別してください。
- ・『燃やせるごみ』、『燃やせないごみ』、『粗大ごみ』は、『指定ごみ袋』や『ごみ処理券』を購入して排出してください。『資源ごみ』と『有害ごみ』は無料ですので、透明か半透明の袋に入れて排出してください。



＜指定ごみ袋とごみ処理券の価格＞

- ・10ℓ用……………1枚あたり 30円
- ・20ℓ用……………1枚あたり 60円
- ・30ℓ用……………1枚あたり 90円
- ・40ℓ用……………1枚あたり 120円
- ・ごみ処理券……………1枚 240円

※指定ごみ袋とごみ処理券は、最寄りの指定ごみ袋等取扱店で販売しています。

2. ごみの収集

＜収集日＞『家庭ごみ収集カレンダー』で確認してください。
※休日は、日曜日と年末年始（12月31日から1月3日）です。

＜排出時間＞

ごみは、収集日の朝8時までにごみステーションに排出してください（8時から収集開始となります）。

※クリンクルセンターへ『ごみの自己搬入、使用済小型家電・パソコンを持ち込む』場合、『ごみの自己搬入は9時～16時（日曜日は休み）』、『使用済小型家電・パソコンの持ち込みは、月～金曜日の9時～16時（祝祭日・年末年始除く）』です。

※詳しくは、『ごみ分別辞典』『家庭ごみ収集カレンダー』『家庭ごみの分け方・出し方』をご覧ください。市役所や各支所およびクリンクルセンターの事務所窓口で配布しています。

関連ページ（指定ごみ袋の配布）P26参照

問 環境対策グループ（クリンクルセンター内）

電話 85-2958

リサイクル

1. 再生展示品の販売

クリンクルセンターでは、一般家庭で不用となった家具などを簡単に補修し、年数回（品数がそろった都度）低価格で販売しています（販売時期や申し込み方法、価格などは、『広報のぼりべつ』でお知らせするほか、『地域の情報サイト"ジモティ"のウェブサイト』にも掲載します）。

2. 資源回収団体奨励金制度

ごみの減量や資源化を推進し、地域の環境保全と美化促進を目的とする資源回収事業を行う団体に対して、資源の回収量に応じた奨励金を支給しています。支給の対象となる団体は、町内会や婦人会、子ども会、老人クラブ、PTA、スポーツ少年団など、営利を目的としない団体で、事前に登録が必要です。



問 環境対策グループ（クリンクルセンター内）

電話 85-2958

3. 不用品ダイヤル市

不用品ダイヤル市は、家庭や事業所で不用になったものや欲しいものを電話で登録し、希望者へ紹介する制度です。運搬は、当事者同士が相談し、登録品は、提供する方に保管していただきます。

※登録品は、無料に限ります（毎月『広報のぼりべつ』でお知らせします）。

4. 繊維リサイクル

ご家庭にある「古衣類」を資源として回収しています。

※回収は、洗濯済みのものに限りします。

＜回収できるもの＞

衣類、衣類品全般（和服を除く）、古布類

＜回収できないもの＞

和服（着物・反物など）、布団、ベットマット、座布団、じゅうたんなど

問 登別消費者協会 電話 85-8307

し尿の収集

1. 定期収集

半年ごとに『広報のぼりべつ』でお知らせする『し尿収集日程表』により、定期収集を行っています。



2. 定期収集以外の地域と臨時の収集

定期収集を行っていない地域の方と臨時の収集を希望される方は、収集を希望される日の5日ほど前までに、し尿収集運搬業務を委託している株式会社東洋興業（電話 85-2935）へ直接、申し込みください。

<定期収集を行っていない地域>

カルルス町、上登別町、登別温泉町、中登別町、登別港町、札内町、新栄町、幸町、千歳町(1～3丁目)、千歳町(一部)、来馬町、常盤町、富士町、新川町、鉾山町、桜木町、川上町、青葉町、緑町、若山町、富岸町(一部)

関連ページ(上・下水道) P 20 参照**問 下水道グループ 電話 85-9052****3. し尿処理手数料****<クリーンチケットによる支払い>**

最寄りのクリーンチケット取扱所で事前にクリーンチケットを購入し、くみ取り時にお支払いください。

<後納による支払い>(納付書・口座振替)

日中不在がちの方には、後納払いの制度があります。市役所、または各支所に備え付けの『し尿処理手数料後納申請書』に、必要事項を記入し、提出してください。また、口座振替による納入を希望される方は、『し尿処理手数料後納申請書』のほかに、市役所、または各支所に備え付けの『預貯金口座振替依頼書・自動払込利用申込書』を提出してください(預貯金通帳と届出印が必要です)。

なお、納付書や口座振替による支払いの納期限は、くみ取った翌月の末日となります。

問 環境対策グループ(クリンクルセンター内)**電話 85-2958****水洗トイレ****1. 受益者負担金制度**

下水道の敷設や処理場の建設は、多大な費用を必要とし、その恩恵を受けられるのは、下水道が整備された一部の地区の方に限られます。下水道の建設費用を税金だけでまかなおうとすると、下水道が整備されていない地区の方との間に、不公平が生じることになります。このため、下水道が整備されていない地区の方との公平性を期すため、恩恵を受ける方に建設費用の一部を一度負担していただくのが受益者負担金制度です。

**2. 水洗トイレの改造と資金**

水洗トイレに改造するとき、お住まいの地区で下水道が使用できるようになった日から3年以内に工事を行う方には、その資金の融資のあっせんを行い、利子を全額市が負担します。3年を経過すると利子の2分の1が自己負担となります。また、下水道が使用できるようになった日から1年以内に自己資金で改造工事を行う方には補助金を交付します。

**3. 工事の申し込み**

水洗トイレの改造や排水設備の工事は、市が指定した排水設備工事指定店で申し込みください。

※排水設備工事指定店については、下水道グループに問い合わせください。

障がい

- 年金と共済 ●後期高齢者医療制度
- 手当・給付・助成 ●障害福祉サービス
- 障害児通所支援サービス
- 地域生活支援事業
- その他の制度
- 介護者のために ●相談施設

年金と共済

■障害基礎年金の支給

詳しくは『保険・年金（国民年金）』P10・11参照

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

■心身障害者扶養共済

心身に障がいのある方の保護者が、一定の掛け金を納め、保護者が亡くなったときに残された障がいのある方へ年金を支給します。

問 胆振総合振興局社会福祉課 電話 24-0782

後期高齢者医療制度

■後期高齢者医療制度への加入

65歳から74歳までの方で次のような障がいのある方は、申請し認定を受けることで加入することができます。

- ・国民年金などの障害年金1・2級を受給している方
- ・身体障害者手帳の1～3級と4級の一部の方
- ・精神障害者保健福祉手帳の1・2級の方
- ・療育手帳のA（重度）の方

<必要なもの>

- ・現在加入している保険の被保険者証
- ・障がいを証明する書類（年金証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など）

関連ページ（後期高齢者医療制度） P10参照

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

手当・給付・助成

1. 手帳の交付

<身体障害者手帳>

障がいの程度により1級から6級に区分され、肢体、視覚、聴覚、言語、心臓、腎臓、呼吸器、小腸、膀胱、直腸、肝臓、免疫の機能などに障がいの

ある方に交付されます。交付申請には、指定医師の診断書が必要です。

<療育手帳>

知的障がいのある方に対して、適切な指導・相談や援助を受けやすくするため、児童相談所または北海道立心身障害者総合相談所の判定により交付されます。

<精神障害者保健福祉手帳>

精神疾患のある方で、精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。交付申請には、医師の診断書が必要です。

2. 手当の支給

<特別障害者手当>

在宅の20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。

※所得に応じて支給制限があります。

※手当の認定に当たっては、所定の診断書の内容により審査します。

<障害児福祉手当>

在宅の20歳未満で、精神または身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に支給します。

※所得に応じて支給制限があります。

※手当の認定に当たっては、所定の診断書の内容により審査します。

3. 自立支援医療の給付

<育成医療>

身体に障がいのある子どもで、その障がいを除去・軽減する手術等の治療を受ける場合に適用されます。

※原則1割負担です（所得などにより上限額が設定されています）。

<更生医療>

身体障害者手帳の交付を受けている方が、その障がいを除去・軽減する手術等の治療を受ける場合に適用されます。

※原則1割負担です（所得などにより上限額が設定されています）。

<精神通院>

精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に要する場合に適用されます。

※原則1割負担です（所得などにより上限額が設定されています）。

4. 補装具などの支給・給付

<日常生活用具の給付>

在宅で、障がいのある方が日常生活を容易にするため、特

殊寝台や入浴補助用具などを給付します。

※所得に応じて利用者負担がかかる場合があります。

＜補装具費の支給＞

障がいのある方が、身体の機能を補うために用いる用具の購入や修理などの費用の一部を支給します。

※所得に応じて利用者負担がかかる場合があります。

＜軽度・中等度難聴児補聴器の給付＞

身体障害者手帳の交付基準に該当しない18歳未満の軽度・中等度難聴児の日常生活を容易にするため補聴器を給付します。

※所得に応じて利用者負担がかかる場合があります。

問 胆振総合振興局社会福祉課 電話 24-0782

■重度心身障害者医療費助成

重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

＜助成の対象となる方＞

市内に住所があり、健康保険に加入している方で次のいずれかの障がいがある方

- ・身体障害者手帳1・2級の方
- ・心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障がい3級の身体障害者手帳を持つ方

※これらの内部障がい4級が重複して3級と認定された方も含みます。

- ・IQが50以下と判定または診断された方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・主たる生計維持者の前年の所得額が制限内の方

＜助成の対象となる医療費＞

- ・身体障害者手帳または療育手帳により助成を受ける方
→通院・入院・指定訪問看護の医療費
- ・精神障害者保健福祉手帳により助成を受ける方
→通院・指定訪問看護の医療費

※いずれも保険診療分が対象となります。

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

■その他の助成

＜福祉タクシー料金の助成＞

障がいのある在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方がタクシーを利用するとき、その費用の一部を助成します。

※障がいの部位によっては該当しない場合があります。

＜自動車運転免許取得費助成＞

身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方が自動車運転免許を取得しようとするとき、その費用の一部を助成します。

＜自動車燃料費の助成＞

身体に障がいのある方が日常生活のために使用する自動車にかかる燃料費のうち、これに含まれる税額相当分を助成します。

なお、助成の要件は、補装具として車いすを購入し、か

つ、自動車税の減免手続きをしている方が対象となります。

※福祉タクシー料金の助成と、どちらかの選択となります。

＜自動車改造費の助成＞

肢体不自由で身体障害者手帳1・2級の方が就労などのため、自らが所有し運転する自動車を改造するとき、その費用の一部を助成します。

＜社会復帰施設通所交通費の助成＞

精神に障がいのある方が社会復帰施設へ通所する場合、通所のためにかかった交通費の自己負担額の一部を助成します。

＜盲導犬取得費助成＞

重度の視覚障がい（身体障害者手帳1級）のある方が盲導犬を取得しようとするとき、その費用の一部を助成します。

問 障がい福祉グループ 電話 85-3732

障害福祉サービス（障がい者の在宅・施設サービス）

身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、難病の方（必要と認められた方）が対象となります。なお、原則、サービス料の1割が利用者負担となります（所得などに応じ、上限額や減免制度があります）。

1. 訪問系サービス

＜居宅介護＞（ホームヘルプ）

自宅で食事や入浴、排せつなどの介護を行います。

＜重度訪問介護＞

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいがあり、常に介護が必要な方に、自宅での介護や外出時の移動支援などを行います。

＜同行援護＞

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に同行し、移動に必要な情報提供や外出時の移動支援などを行います。

＜行動援護＞

知的障がいまたは精神障がいにより、行動が著しく困難で、常に介護が必要な方に、外出時の移動支援などを行います。

＜重度障害者等包括支援＞

常に介護を必要とし、その介護の必要性が著しく高い方に、居宅介護や重度訪問介護などを包括的にを行います。

＜短期入所＞（ショートステイ）

自宅で介護を行う方が病気などのときに、短期間、施設で食事や入浴、排せつの介護などを行います。

2. 日中活動系サービス

＜療養介護＞

医療が必要で常に介護が必要な方に、病院などで機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護、日常生活上の援助を行います。

＜生活介護＞

主に日中において、障害者支援施設などで食事や入浴、排せつの介護などを行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

<自立訓練> (機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

<就労移行支援>

一般企業での就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

<就労継続支援> (A型・B型)

一般企業での就労が困難な方に、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行います。

<就労定着支援>

就労移行支援などの利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に、一定期間、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう必要な支援を行います。

3. 居住系サービス**<自立生活援助>**

障害者支援施設などから一人暮らしへの移行を希望する方に、一定期間、定期的な巡回訪問などにより、理解力や生活力などを補うための援助を行います。

<共同生活援助> (グループホーム)

主に夜間において、共同生活を行う住居で、相談や入浴、食事など、日常生活上の援助を行います。

<施設入所支援>

施設に入所する方に、主に夜間の食事や入浴、排せつの介護などを行います。

<宿泊型自立訓練>

知的障がいまたは精神障がいのある方に居室などを利用して、家事などの日常生活能力の向上や生活などに関する相談、助言などの必要な支援を行います。

4. 相談支援サービス**<計画相談支援>**

障害福祉サービスを利用する前に、サービスなどの利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者などとの連絡調整を行うとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行います。

<地域移行支援>

障害者支援施設などに入所している方や精神科病院に入院している方に、住居の確保など、地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。

<地域定着支援>

自宅で単身生活している障がいのある方に、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急時の相談や訪問などの必要な支援を行います。

問 障がい福祉グループ 電話 85-3732**障害児通所支援サービス**

発達に心配のある 18 歳未満の子どもに対し、日常生活の能力向上のために必要な支援を行います。なお、原則、サービス料の 1 割が利用者負担となります。

※必要と認められる場合、20 歳未満まで利用ができます。

※所得などに応じ、上限額や減免制度があります。

1. 児童発達支援

発達に心配のある小学校入学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や訓練を行います。

2. 放課後等デイサービス

発達に心配のある就学している子どもに、生活能力向上のための指導や訓練を行います。

3. 保育所等訪問支援

発達に心配があり、保育所などを利用中または今後利用する予定のある子どもについて、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

4. 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者などとの連絡調整を行うとともに、利用状況の検証（モニタリング）を行います。

問 障がい福祉グループ 電話 85-3732**地域生活支援事業**

身体障がい・知的障がい・精神障がいのいずれかがある方、難病の方（必要と認められた方）が地域で自立した生活が送れるよう支援する制度です。

なお、原則、サービス料の 1 割が利用者負担となります。

※所得などに応じ、上限額や減免制度があります。

1. コミュニケーション支援

聴覚、音声・言語機能に障がいのある方の円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者を派遣するサービスを行います。

※利用者負担はありません。

2. 移動支援

社会生活上、必要不可欠な外出や社会参加を目的とした外出のための支援を行います。

3. 地域活動支援センター

障がいのある方に、創作的活動や生産活動の機会の提供、

機能訓練、入浴などのサービスを行うことにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。
※利用料は1回の利用につき100円です（住民税非課税世帯の方は利用料がかかりません）。

4. 日中一時支援

障がいのある方などの日中における活動の場の確保と介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かり支援を行います。

5. 訪問入浴サービス

自宅で入浴が困難な重度の身体障がいのある方に対し、訪問入浴車で自宅へ浴槽を運び、サービスを行います。

6. 重度障がい児入浴サービス

自宅で入浴が困難な重度の身体障がいのある子ども（18歳未満で身体障害者手帳1・2級の方）に対し、施設で入浴サービスを行います。

問 障がい福祉グループ 電話 85-3732

その他の制度

1. 有料道路の通行料金割引

身体に障がいのある方が自ら運転する場合、または心身に重度の障がいのある方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合で、有料道路を利用するとき、通行料金が半額になります。
※事前に申請が必要です。



2. NHK受信料の免除

心身に障がいのある方がいる世帯のNHK受信料が、障がいの程度や課税の状況などにより免除されます。
※全額免除と半額免除があります。

3. 指定ごみ袋の配布

障がいのある方（身体障害者手帳1・2級、IQが50以下と判定または診断された方、精神障害者保健福祉手帳1・2級）が在宅する世帯または65歳以上の寝たきりの方が在宅する世帯のうち、当該年度の9月1日時点の助成認定者に指定ごみ袋（燃やせるごみ）30ℓ用20枚を助成します。

なお、9月2日以降に助成資格認定登録申請をされた方には月割計算した数量を助成します。

関連ページ（ごみの分別と収集）P 21 参照

問 障がい福祉グループ 電話 85-3732

■軽自動車税種別割の減免

障害者手帳の交付を受けている方、または生計を同じくしている方が軽自動車などを所有し、運転するとき、軽自動車税種別割が減免される場合があります。

関連ページ（軽自動車税種別割）P 9 参照

問 税務グループ 電話 85-1155

■自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税環境性能割の減免

障害者手帳の交付を受けている方、または生計を同じくしている方が自動車や軽自動車を取得するときや運転するときに、自動車税（種別割・環境性能割）、軽自動車税環境性能割が減免される場合があります。

問 胆振総合振興局 電話 24-9585

■駐車禁止除外指定車標章の交付

身体に歩行が困難な障がいのある方が使用する車両に、駐車禁止場所でも駐車することができる標章を交付します。

問 室蘭警察署 電話 46-0110

■声の広報・点字の広報

目の不自由な方に、CD-ROMによる『声の広報』や点字に訳した『点字広報』をお貸しします。

問 登別市社会福祉協議会 電話 88-0860

■タクシー・JR・民営バス・航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けている方がタクシーやJR、民営バス、航空機を利用するときや精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が航空機を利用するとき、運賃が割引になります。

※利用する交通機関により、割引率が異なりますので詳しくは、各公共交通事業者へ問い合わせください。

介護者のために

■特別児童扶養手当

心身に中度以上の障がいのある20歳未満の方を養育している方に支給します（所得制限があります）。

問 こども家庭グループ 電話 57-1078

■重度心身障害児介護手当

心身に重度の障がいのある20歳未満の方を介護している保護者（養育者）に支給します。

問 障がい福祉グループ 電話 85-3732

相談施設

■登別市総合相談支援センターen（えん）

相談支援専門員が障がいのある方の相談に応じて、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用について支援します。

問 登別市総合相談支援センターen

電話 86-0707

■児童デイサービスセンターのぞみ園

身体に障がいのある子ども、知的または情緒面に心配のある子どもに療育指導や相談を行います。

問 のぞみ園 電話 85-7721

■ことばの教室

言語に心配のある子ども（小学校入学前の子どもも含む）とその親に教育相談や指導を行います。

問 幌別小学校 ことばの教室 電話 85-2521

鷺別小学校 ことばの教室 電話 86-7011

高齡者・介護

- 介護サービス
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- その他のサービス

介護サービス

介護認定の申請の結果、要支援または要介護と認定された方は、必要に応じて介護サービスなどが受けられます。

なお、介護サービスには1割～3割の自己負担がかかります。

介護サービスを受けるまでの流れ

～要介護認定または要支援認定が必要です～



1	申請	申請の窓口は高齢・介護グループです。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者でも申請の依頼ができます。
2	訪問調査	ご自宅などを訪問し、心身の状況を調査します。
3	認定審査	調査の結果や主治医からの意見書をもとに介護や支援が必要な度合いを審査します。
4	結果通知	要支援1・2、要介護1～5までに分けられた結果を通知します。
5	介護サービス計画の作成	計画の作成をケアマネージャー（要支援の場合は地域包括支援センター、要介護の場合は居宅介護支援事業者、施設への入所を希望する方は介護保険施設）に連絡します。
6	介護サービスの利用	サービス計画に基づき、サービスを利用します。サービスの利用料は、サービス費用の自己負担分を事業者に支払います。
7	更新申請	認定期間は、一定の期間で終了しますので、必要に応じて更新の申請をします。

1. 介護保険で利用できる主なサービス

<居宅サービス>（在宅サービス）

- ・自宅で利用するサービス
訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーションなど
- ・出掛けて利用するサービス
通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デ



イケア）、短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

・特定の施設から提供されるサービス

特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等における介護）

<施設サービス>

特別養護老人ホームや介護老人保健施設などに入所し、介護や看護、リハビリなどのサービスを受けることができます。

※要支援1・2の方は利用できません。

<地域密着型サービス>

原則、事業者が所在する市町村の被保険者のみが利用でき、居宅サービスや施設サービスを受けることができます。

- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）など

2. その他のサービス

・福祉用具の購入費の支給

指定を受けている事業者から購入した腰掛け便座などの特定の福祉用具を購入したときのみ、購入費の7～9割が支給されます（支給対象となる購入費の限度額は1年間で10万円）。

・住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消など、利用者が自宅で生活を送るために必要な小規模の住宅改修をしたときに、改修費の7～9割が支給されます（支給対象となる改修費の限度額は20万円）。なお、住宅改修費の支給には、事前申請が必要となります。事前申請をしないで改修を行った場合には、給付の対象になりません。

3. 高齢者介護用品（紙オムツなど）の給付

市民税非課税世帯で要介護4・5の認定を受けている在宅生活者に介護用品（紙オムツなど）を給付します（月額1人当たり上限6,250円）。

※各サービスの詳しい内容や事業者などについては、高齢・介護グループに問い合わせください。

問 高齢・介護グループ 電話 85-5720

介護予防・日常生活支援総合事業



1. 介護予防・生活支援サービス事業

介護認定申請の結果、要支援と認定された方、または基本チェックリストに回答し、事業の対象者と認定された方は、必要に応じて次の介護予防・生活支援サービスを受けられます。

なお、介護予防・生活支援サービスには、1割～3割の自己負担がかかります。

<訪問型サービス>（サービス提供事業者が自宅を訪問するサービス）

- ・第1号訪問事業訪問介護

ホームヘルパーによる、入浴や排せつ、食事などの身の回りの世話を受けられます。

・第1号訪問事業訪問型サービスA

市の指定した研修を受けた方などによる、掃除や洗濯、調理などの生活援助を受けられます。

＜通所型サービス＞（利用者が施設へ通って受けるサービス）

・第1号通所事業通所介護

デイサービスセンターに通って、入浴や食事の提供などの日常生活の世話、機能訓練を受けられます。

・第1号通所事業通所型サービスA

デイサービスセンターに通って、体操や入浴、機能訓練など、半日程度のデイサービスを受けられます。

・第1号通所事業通所型サービスB

地域住民が主体となって介護予防に役立つ体操、趣味活動などを行う取り組みです。

※事前登録が必要です。

問 高齢・介護グループ 電話 85-5720

2. 一般介護予防事業

おおむね 65 歳以上の登録市民は、一般介護予防事業を利用できます。

＜介護予防教室＞

介護が必要な状態になることや介護状態の軽減・悪化を防ぐため、自主的に介護予防に取り組めるよう支援する事業です。

＜健康教育・相談＞

老人クラブなどで疾病予防や介護予防についての健康教育、健康相談を行います。

問 健康長寿グループ 電話 57-1075

高齢者の総合相談

＜登録市地域包括支援センター＞

高齢の方が地域で自立した生活をしていくために、介護や福祉、医療、健康などの総合的な相談や支援、介護予防などを行います。

- ・地域包括支援センターあおい（愛桜） 電話 83-0511
- ・地域包括支援センターゆのか 電話 88-2106
- ・地域包括支援センター「けいあい」 電話 82-5005

その他のサービス

1. 成年後見制度（法定後見制度）の利用支援

判断能力が不十分な 65 歳以上で、親族がいない方、親族による成年後見制度の申し立てが期待できない方、申し立てにかかる費用や後見人などへの報酬を負担できない方に対し、成年後見制度の市長申し立てや後見人などへの報酬を助成します。

2. 緊急通報システム

65 歳以上の一人暮らし世帯などで慢性的な疾患のある方を対象に、急病などのときに消防署などへ通報ができる装置をお貸しします。

※利用料金がかかります。

※合い鍵を預ける必要があります。



3. 養護老人ホームへの入所

おおむね 65 歳以上で、環境上や経済的理由のため、自宅で生活することが困難な方を対象に、養護老人ホームへの入所を措置します。

問 高齢・介護グループ 電話 85-5720

4. はいかい高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症によりはいかひの心配がある高齢者等が行方不明となった場合に、地域の協力を得て早期に発見し、保護に役立てます。なお原則、情報の事前登録が必要です。

問 健康長寿グループ 電話 57-1075

お悔やみ

- 死亡届
- 墓地

死亡届



1. 届け出の期間

届出人が亡くなった事実を知った日から7日以内

2. 届け出をするところ

死亡地または死亡者の本籍地か届出人の所在地

＜必要なもの＞

死亡診断書などの添付のある死亡届出書

※消えるボールペンは、使用しないでください。

問 市民サービスグループ 電話 85-1855

本人その他の手続きも忘れずに（14日以内に）

各医療費受給者証や身体障害者手帳などをお持ちの方は
ご持参ください。

■国民健康保険

＜必要なもの＞被保険者証、葬儀を行ったことが分かる
もの（会葬礼状など）、喪主または施主の銀行口座が分
かるもの（葬祭費の支給）

問 国民健康保険グループ 電話 85-1771

■後期高齢者医療制度

＜必要なもの＞被保険者証、喪主または施主が分かるも
の（会葬礼状など）、銀行口座が分かるもの（相続人代
表者及び喪主または施主のもの）

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

■介護保険

＜必要なもの＞被保険者証、相続人代表者の銀行口座が
分かるもの（還付が発生する場合に確認します）

問 高齢・介護グループ 電話 85-5720

■国民年金

＜必要なもの＞基礎年金番号がわかるもの

関連ページ（保険・年金） P10 参照

問 年金・長寿医療グループ 電話 85-2137

おくやみワンストップ窓口

死亡に伴う市役所での手続きについて、ご遺族の負担を少しでも軽減することを目的に、一つの窓口でさまざまな手続きが完了できるよう『おくやみワンストップ窓口』を開設していますので、おくやみに伴う市役所での手続きを予定している方は、ぜひご利用ください。

1. 手続き場所

市役所 1 階市民相談室または市民サービスグループ窓口

2. 予約について

＜予約方法＞

電話または申し込みフォーム

＜予約受付時間＞

電話：平日 9 時～17 時 30 分（木曜日は 19 時まで）

申し込みフォーム：24 時間受付

＜予約に当たっての留意事項＞



予約受付時間	予約可能な日程
16 時まで	翌開庁日以降の予約が可能
16 時以降	翌々開庁日以降の予約が可能

3. 利用時間

午前 3 枠（9 時～、10 時～、11 時～）

午後 4 枠（13 時～、14 時～、15 時～、16 時～）

問 市民サービスグループ 電話 85-1855

墓 地

墓地を新たに使用するときや名義変更、埋蔵、改葬、返還、墓碑の建立・改修・撤去をするときは、届け出が必要です。



■共同墓

共同墓への埋蔵や生前予約の申請は随時、受け付けています。詳しくは、市民サービスグループに問い合わせください。

＜共同墓への埋蔵月＞

4 月から 11 月までの第 1・3 土曜日（友引の場合は前日の金曜日）

問 市民協働グループ（市民生活担当） 電話 85-2139

災害・事故

- 火事と救急 ●救急講習
- 交通事故など
- 防災 ●医療機関
- 歯科診療機関
- 休日・夜間の救急病院
- AED

火事と救急



■119番通報時のお願い

- ①119番を通報するときは、落ち着いて、ゆっくり、はっきりと通報してください。
- ②住所をしっかりと教えてください。住所が分からないときは、近くにある目標物を教えてください。
- ③火事のときは、何が・どこが燃えているか教えてください。
- ④救急のときは、具合の悪い方、けがをしている方の年齢・性別・けがの程度・意識の有無を、できるだけ詳しく教えてください。

<火事の通報>

「火事です」

「〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇です。目標物は〇〇です」

「▲▲が燃えています」

「私の名前は〇〇、住所は〇〇、電話番号は〇〇です」

【消防車が到着するまで】

- ・初期消火 はじめの3、4分が肝心で、小さなうちに消す
- ・避難初期 消火器で消せないときは、部屋のドアを閉め、すばやく外に逃げる

<救急の通報>

「救急です」

「〇〇町〇〇丁目〇〇番地〇〇です。目標物は〇〇です」

「急病です」または「事故です」

「病人（けが人）のようす（症状）は〇〇〇〇〇〇です」

「病人（けが人）は〇〇歳、性別は〇〇です」

「私の名前は〇〇、住所は〇〇、電話番号は〇〇です」

※交通事故などで救出ができないような場合は、その状況も詳しく教えてください。

■救急車は緊急を要する方のためにあります

明らかな軽症で、タクシー代わりや便利だからと安易に救急要請をする方がいます。救える命を確実に救うためにも、救急車の適正利用にご協力をお願いします。

火事と救急 電話 119

火災情報案内サービス 電話 88-1515

救急講習



消防署は、正しい人工呼吸や心臓マッサージなどの応急手当を身に付けてもらうために救急講習を行っています。数人のグループ、町内会、会社単位などで申し込みを受け付けています。

問 消防署 電話 85-2551

交通事故など

■災害遺児手当

交通事故などの災害により、父母またはそのいずれかを失った（重度の障がいとなった場合を含む）小・中学生を養育している方に支給します。

問 こども家庭グループ 電話 57-1078

防災

1. 日頃から災害に備えて

<危険箇所や避難場所の確認>

災害が発生したら速やかに避難できるよう、市の防災マップで危険箇所や避難場所などを確認しておきましょう。



<非常持ち出し品や備蓄品の準備>

避難時にすぐ持ち出すことができるよう非常持ち出し品を準備しておくとともに、3日間から1週間程度の備蓄をしておきましょう。

【非常持ち出し品の例】

非常食料、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品（現金や保険証）、救急セット（持病の薬含む）、離乳食やおむつなどの子ども用品、生理用品や防犯ブザーなどの女性用品、マスクや除菌シートなど感染症対策用品、着替え、スリッパ、携帯トイレなど

【備蓄品の例】

飲料水（1人1日3ℓ目安）、非常食品（お米、カップ麺、缶詰、レトルト食品など）、カセットコンロ、ポータブルストーブ、ランタン、燃料、乾電池、水のいらないシャンプーなど

2. 災害などで発令される避難情報

<緊急安全確保（警戒レベル5）>

災害発生または切迫している状況であるため、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。高所への移動、近傍の堅固な建物へ避難など、ただちに命を守る行動をとってください。



<避難指示（警戒レベル4）>

災害のおそれが高いため、発令された区域等の居住者は、

危険な場所から全員避難してください。
＜高齢者等避難（警戒レベル3）＞
災害のおそれがあるため、高齢者や障がいのある方、乳幼児のいるご家庭などで避難に時間のかかると思われる方は、できるだけ避難行動を開始してください。

3. 正しい災害情報の確認

＜登別市の災害情報＞

市公式ウェブサイトでは、気象情報や河川の水位、道路情報などのリンク集を掲載しておりますので、パソコンやスマートフォンなどで事前に確認しておきましょう。



【避難情報の収集方法】

テレビ、ラジオ、防災行政無線、登別市防災メール、緊急速報メール、市公式ウェブサイト、市公式 SNS（LINE、Facebook、X(旧Twitter)）

4. 避難時の注意事項

＜早めの避難＞

多くの方は、危険が迫るぎりぎりまで『自分は大丈夫だ』と思いがちです。その結果が避難の遅れにつながりますので、早めの避難を心掛けましょう。

＜避難は原則徒歩＞

災害時に多くの方が車を利用すると渋滞で身動きができなくなり、津波に流されたり、浸水した車から脱出できなかったりするおそれがあります。原則徒歩で、2人以上で避難するよう心掛けましょう。

＜隣近所への声掛け＞

自分が危険を察知しても、隣近所の方が気付いていないことも考えられます。避難のときは、大きな声で避難を呼び掛けましょう。

また、高齢の方や身体の不自由な方など、自分で避難することが難しい方がいたら、可能な限り避難の手助けをしましょう。

問 総務グループ 電話 85-1130

医療機関

●登別市内の医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
ジェイコー JCHO 登別病院	登別東町 3 丁目 10-22	☎80-1115
内科、脳神経内科、整形外科、泌尿器科		
三愛病院	中登別町 24-12	☎83-1111
内科、心療内科、精神科、消化器内科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、皮膚科、老年精神科、老年内科、眼科、循環器内科		

登別東クリニック	登別東町 2 丁目 15-35	☎80-2000
内科、胃腸科、外科、こう門科		
登別記念病院	中央町 1 丁目 1-4	☎81-3000
外科（血液透析のみ）、内科（腎臓内科のみ：完全予約制）、循環器内科（睡眠時無呼吸外来のみ：完全予約制）		
皆川病院	中央町 3 丁目 20-5	☎88-0111
内科、消化器科、リハビリテーション科、こう門科		
開田医院	中央町 5 丁目 4-3	☎85-2746
内科、消化器内科、小児科		
よこやま耳鼻咽喉科・眼科クリニック	富士町 2 丁目 11-11	☎81-3336
耳鼻咽喉科、眼科		
堀尾医院	富士町 6 丁目 21-1	☎85-2878
内科、外科、整形外科		
いわた内科クリニック	桜木町 3 丁目 2-15	☎85-5522
内科、循環器内科、腎臓内科、糖尿病内科、代謝・内分泌内科		
登別すずらん病院	青葉町 34-9	☎85-1000
内科、消化器内科、リハビリテーション科		
いしはら小児科	若山町 3 丁目 12-34	☎81-5631
小児科		
あらい内科医院	若山町 4 丁目 42-5	☎86-0338
内科		
伊丹腎クリニック	若山町 4 丁目 43-2	☎84-4321
内科、人工透析内科、腎臓内科		
とんけし耳鼻咽喉科クリニック	富岸町 2 丁目 2-3	☎87-3387
耳鼻咽喉科		
さわだ整形外科	富岸町 2 丁目 2-18	☎87-1212
整形外科、リウマチ科		
くにもと内科循環器科	富岸町 2 丁目 2-20	☎86-0092

内科、循環器科		
いしまる神経内科	新生町 1 丁目 26-20	☎82-7070
内科、神経内科		
内科消化器科サンクリニック	新生町 3 丁目 11-11	☎87-3131
内科、消化器科		
若草ファミリークリニック	若草町 4 丁目 24-1	☎86-5180
内科、小児科		
恵愛病院	鷺別町 2 丁目 31-1	☎82-2200
精神科・神経科、内科、循環器内科、呼吸器内科		

歯科診療機関

●登別市内の歯科診療機関

診療機関名	所在地	電話番号
徳満歯科医院	登別東町 1 丁目 18-1	☎83-3711
飯淵歯科医院	登別東町 3 丁目 2-2	☎83-1188
かただ歯科医院	登別東町 2 丁目 27-1	☎83-1270
田中デンタルクリニック	中央町 1 丁目 3-13	☎85-2472
宮武歯科医院	中央町 1 丁目 4-1	☎85-2826
ふかせ歯科	中央町 2 丁目 16-4	☎85-2477
なががわ歯科医院	中央町 5 丁目 22-1	☎85-7651
嶋津歯科医院	富士町 2 丁目 11-10	☎81-3366
早川歯科	富士町 6 丁目 20-1	☎85-8850
えばた歯科医院	新川町 4 丁目 15-10	☎88-0809
共立歯科クリニック	緑町 2 丁目 32-6	☎81-2222
さとう歯科・小児歯科医院	新生町 2 丁目 14-1	☎86-1414
ヨシダ歯科	若草町 2 丁目 14-3	☎86-1820
三国ファミリー歯科	美園町 4 丁目 2-12	☎86-1111
新生ファミリー歯科	新生町 3 丁目 16-21	☎82-1182

くどう歯科クリニッ ック	富岸町 2 丁目 11-3	☎86-0048
フクダ K. FUKUDA デンタルクリニック DENTALCLINIC	鷺別町 3 丁目 22-2	☎50-6565

休日・夜間の救急病院

●登別・室蘭市内の救急医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	小児救急
ジェイコー JCHO 登別病院	登別東町 3 丁目 10-22	☎80-1115	
大川原 脳神経 外科病院	寿町 1 丁目 5-2	☎44-1519	
市立室蘭 総合病院	山手町 3 丁目 8-1	☎25-3111	
製鉄記念 室蘭病院	知利別町 1 丁目 45	☎44-4650	○(偶数日)
日鋼記念 病院	新富町 1 丁目 5-13	☎24-1331	○(奇数日)

AED

■AED（自動体外式除細動器）とは

AED（自動体外式除細動器）は、突然の心
肺停止の際に電気ショックを与えて、心臓を正常なリズムに
戻すための機器です。AEDは音声ガイドに従って操作し、
心電図を自動解析し電気ショックが必要な方のみに電気シ
ョックを流す仕組みになっています。

また、電極パッドを貼る位置がイラストで示されています。
ど、誰もが安心して適切な使用ができるようになっているな
救急車が到着するまで救命措置に努めましょう。

<レンタルサポート>

消防署は、市内で開催されるスポーツ大会や祭りなど各種
イベントを対象に、AEDの無料貸し出しを行っています。
詳しくは市公式ウェブサイト、または消防署の救急担当へ問い
合わせください。

問 消防署 電話 85-2551



暮らしに役立つ情報

- 防犯灯、道路の除雪
- 犬や猫などを飼うときは
- カラスの巣・ハチの巣の駆除
- 保健 ●生活・法律相談 ●生活保護
- 市議会 ●選挙 ●市職員出前フリートーク
- 情報の公開・個人情報の保護
- 市公式ウェブサイト・SNS
- 西いぶり生活情報メール配信サービス

防犯灯、道路の除雪

■防犯灯

町内会などが防犯灯を設置するときは、設置にかかる工事費と電気料の一部を補助しています。

問 市民協働グループ 電話 57- 1079

■除雪

市・北海道・国は、それぞれの管理する道路（路線）を、交通網の確保や交通事故防止のために除雪しています。

なお、市の除雪方法は、かき分け除雪を行っているため、玄関や車庫前には、雪が堆積される状態となりますので、処理については、市民の皆さんのご協力をお願いします。

また、効率的な除雪作業を進めるため、次のことを守ってください。

- ・路上駐車をしない
- ・道路に雪を出さない
- ・除雪車に近づかない

問 土木・公園グループ 電話 85- 3260



犬や猫などを飼うときは

1. 犬を飼うとき

<犬の登録と狂犬病予防注射>

飼い犬（生後 91 日以上）には、狂犬病予防法により生涯に一度の登録と毎年 1 回（4 月 1 日から 6 月 30 日までの間）の狂犬病予防注射が義務付けられています。市と獣医師会では、毎年、地域を巡回して予防注射を実施しています。詳しい日程は飼い主へ直接、書類を送付します。

【犬の登録をするには】

犬の登録は、環境対策グループ（クリンクルセンター）か、市内の動物病院で随時行うことができます。

また、毎年、地域を巡回して行う予防注射時でも行うことができます（手数料 1 頭につき 3, 000 円）。

【狂犬病予防注射を受けるには】



狂犬病予防注射は、動物病院で随時受けることができます（注射料 2, 690 円、注射済票交付手数料 550 円）。

市内の動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合、注射済票は、即日交付を受けることができますが、市外の動物病院で狂犬病予防注射を受けた場合は、環境対策グループ（クリンクルセンター）で注射済票の交付を受けてください（手数料 550 円）。

<こんなときには届け出を（登録以外）>

- ・飼い犬が亡くなったとき
- ・飼い犬の飼育地が変わったとき
- ・飼い主の住所や氏名が変わったとき
- ・飼い犬がいなくなったとき

<飼育時の注意>

- ・犬は、人に危害を与えないよう 2 歳以内の鎖につないで固定するか、おりや柵の中で飼わなければなりません。
- ・散歩させるときは、ふんの後始末ができるようビニール袋とシャベル、ティッシュペーパーなどを用意して、ふんを必ず持ち帰りましょう。
※ふんを入れた袋は、燃やせるごみ袋に入れ、決められた収集日にごみステーションへ出ししましょう。
- ・飼い主に慣れている犬でも不意に他人を襲う場合があり、大変危険です。放し飼いは絶対にしないでください。
※市は、年間を通して野犬掃討を行っていますので、放し飼いの犬は、野犬とみなして捕獲します。犬の首輪と鎖は、定期的に点検してください。

<飼い犬がいなくなったとき>

保護されている場合がありますのでご連絡ください。

環境対策グループ（クリンクルセンター内）

電話 85- 2958

室蘭警察署（会計課） 電話 46- 0110（代表電話）

室蘭保健所（生活衛生課） 電話 24- 9848

2. 猫を飼うとき

猫は、室内で飼いましょう。自由な交配による猫の増加など、地域の皆さんに迷惑を掛けることのないよう、避妊や去勢手術を検討しましょう。

※野良猫には、無責任に餌を与えないでください。

問 環境対策グループ 電話 85- 2958

カラスの巣・ハチの巣の駆除

1. カラスの巣の駆除

市は、一般住宅の敷地内にできたカラスの巣の駆除を行っています。巣を発見したときは、環境対策グループへご連絡ください。なお、事業所、作業現場などについては、駆除専門業者に依頼するか、自己処理をしていただくこととなりますので、ご協力をお願いします。

＜巣を発見したときは＞

- ・巣には近づかないようにしましょう
- ・巣に石を投げるなどの挑発行為はやめましょう

＜巣の駆除ができない場合があります＞

- ・高い場所（5m以上）や山にある場合

2. 蜂の巣の駆除

一般住宅や庭などにできた蜂の巣は、それぞれの家屋（土地）所有者などが自らの責任で駆除を行うようお願いします。市の土地や建物に蜂の巣がある場合は、市が駆除を行うので、環境対策グループまでご連絡ください。

なお、空き家や空地に巣があり、所有者が不明の場合は、環境対策グループへご相談ください。

＜巣を発見したときは＞

- ・巣に刺激を与えない
- ・近くに飛んできた場合、騒がず静かに頭を下げてその場を離れる

問 環境対策グループ 電話 85-2958

■危険動物と特定移入動物を飼うときは

大型動物や毒を持っている動物などの危険な動物を飼育するには、知事の許可が必要です。

また、特定移入動物（プレーリードッグ、フェレット）を飼育する場合は、知事への届け出が必要です。

問 胆振総合振興局環境生活課 電話 24-9578

保健

1. 健康相談

保健師や管理栄養士が、生活習慣病などの予防・改善方法について個別に相談・アドバイスします。

2. 健康教室

保健師や管理栄養士が、生活習慣病予防や疾病管理などについて講話や実習を行います。

3. がん検診など

胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、肝炎ウイルス検診、ピロリ菌検査などを登別・室蘭市内の医療機関と室蘭・登別総合健診センターなどで受けることができます。

問 健康推進グループ(しんた 21 内) 電話 85-0100

■健康診査の助成

特定健診、短期人間ドック、脳ドック、バスドック、各種がん検診について健診料金の助成を行います。

※年齢や保険税の納付状況によって、該当にならない場合があります。

問 国民健康保険グループ 電話 85-1771

生活・法律相談

■市民・消費生活相談

市民生活や消費生活、多重債務、DVに関する相談を受け付けています。

なお、消費生活に関する相談は、消費生活センターや登別消費者協会で受け付けています。

※登別消費者協会の相談は、火曜日から金曜日までの10時から15時までです。

問 市民協働グループ(市民生活担当) 電話 85-2139
消費生活センター 電話 85-3491
登別消費者協会 電話 85-8307

■無料法律相談

交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題について、弁護士による相談をお受けしています。相談日は『広報のぼりべつ』でお知らせします。相談を希望する方は事前に申し込みください。

なお、裁判や調停中の問題は、相談をお受けできません。

問 市民協働グループ(市民生活担当) 電話 85-2139

■生活にお困りの方の相談

仕事や債務、家計管理、家族関係など、生活に関するさまざまな問題でお困りの方が、生活の課題を解消し、自立した生活を取り戻せるよう、支援員と一緒に考えて支援します。

問 社会福祉グループ 電話 85-1911

生活保護

生活費や医療費などで困っている方に対して、一定の基準により最低限度の生活を保障し、自立に向けて援助する制度が生活保護です。生活保護で援助できるものは、生活、住宅、義務教育、医療、介護、出産、生業（高校生などの就学や技能修得に必要な費用）、葬祭などの費用です。

問 社会福祉グループ 電話 85-2008

市議会

1. 市議会の仕組みと役割

市議会は、選挙によって選ばれた議員で構成され、市政運営の方針や予算などを審議する議決機関です。市長や議員から提案された議案などは、年4回開かれる定例会と必要に応じて開かれる臨時会で審議されます。

また、議案などを専門的に調査・審査する常任委員会（総務・教育、生活・福祉、観光・経済、予算・決算、広聴・公開）が設けられています。



2. インターネット中継

市議会の本会議や委員会の様子をインターネットで生中継するとともに、録画された映像を配信しています。スマートフォンでも視聴できます。

3. 請願と陳情

市民は、市政についての要望を議会に出すことができます。請願は文書で件名、趣旨、提出年月日、請願者の住所と氏名を記載し、押印のうえ、紹介議員名を記載し、議長あてに提出できます。紹介議員のない場合は、陳情として提出できます。

4. 市議会の傍聴

どなたでも自由に傍聴することができますので、定例会や臨時会の会期中は、議場の受付に申し込みください。車いすを利用の方も傍聴可能です。

問 議会事務局 電話 85-9220

選挙

1. 選挙権と被選挙権

18歳になると、みんなの代表を選挙で選ぶことができる『選挙権』が与えられます。

また、一定の年齢になると、選挙に出てみんなの代表になる『被選挙権』が与えられます。どちらも私たちがよりよい社会づくりに参加できるように定められた大切な権利です。自分の大切な一票を有効に生かすためにも、棄権しないで投票しましょう。



選挙の種類	選挙権	被選挙権
衆議院議員選挙	満 18 歳以上の 日本国民	満 25 歳以上の 日本国民
参議院議員選挙		満 30 歳以上の 日本国民
北海道知事選挙	満 18 歳以上の 日本国民で、引 き続き 3 カ月 以上、道内のい ずれかの市町 村に住所のある方	満 30 歳以上の 日本国民
北海道議会議員選挙		満 25 歳以上の 日本国民で、北 海道議会議員 選挙の選挙権 を有する方
登別市長選挙	満 18 歳以上の 日本国民で、引 き続き 3 カ月 以上、市内に住 所のある方	満 25 歳以上の 日本国民
登別市議会議員選挙		満 25 歳以上の 日本国民で、登 別市議会議員 選挙の選挙権 を有する方

2. 投票資格

選挙権を有していても、実際に投票するためには、市町村の選挙管理委員会が管理する選挙人名簿に登録されていない

ければなりません。選挙人名簿に登録されるのは、その市町村に住所をもつ、満 18 歳以上の日本国民で、住民票がつくられた日（他の市町村からの転入者は転入届を出した日）から引き続き 3 カ月以上、その市町村の住民基本台帳に登録されている人です。

3. 期日前投票・不在者投票

投票日当日、やむを得ない事情で投票ができない方は、公示（告示）の日の翌日から投票日の前日までに、期日前投票または不在者投票ができます。詳しくは選挙管理委員会に問い合わせください。

問 選挙管理委員会事務局 電話 85-9143

市職員出前フリートーク

市職員が少人数（5 人～20 人程度）のグループのもとへ伺い、市が取り組んでいる事業や計画、制度、まちづくりや身近な課題など、希望するテーマに応じて、情報提供を行います。

問 秘書広報グループ 電話 85-6586

情報の公開・個人情報の保護

『登別市情報公開条例』、『個人情報の保護に関する法律』による、市が保有する情報の公開、個人情報の保護についての相談をお受けします。

問 総務グループ 電話 85-1130

市公式ウェブサイト、SNS

市は、公式ウェブサイト、LINE、Facebook、YouTube、X（旧 Twitter）で情報を発信しています。

■公式ウェブサイト

<https://www.city.noboribetsu.lg.jp/>



■LINE

@noboribetsu-city



■Facebook

<https://facebook.com/noboribetsu.city/>



■YouTube

<https://www.youtube.com/user/NoboribetsuOfficial>



■X（旧 Twitter）（防災情報専用）

https://mobile.twitter.com/noboribetsu_b



問 秘書広報グループ 電話 85-6586

施設案内

- 主な市の施設
- 主な公園
- 主なスポーツ施設
- 市や公的機関などの電話番号
- その他の公的機関など

主な市の施設

施設名	所在地・電話	利用時間など
市民会館	富士町 7 丁目 33-1 電話 88-1139	■利用時間 9 時～22 時 ■休館日 12 月 29 日～1 月 3 日
鉄南ふれあいセンター	幌別町 3 丁目 17-1 電話 85-2966	■利用時間 9 時～22 時 ■休館日 月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)、休日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日
総合福祉センター（しんた 21）	片倉町 6 丁目 9-1 電話 85-0100	■利用時間 月～土曜日 9 時～21 時 日曜日、休日 9 時～17 時 ■休館日 12 月 29 日～1 月 3 日
市立図書館	中央町 5 丁目 21-1 電話 85-4324	■利用時間 火～日曜日 10 時～18 時 ■休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は月・火曜日)、祝日、毎月最終金曜日、12 月 29 日～1 月 3 日
市立図書館アーニス分館	中央町 4 丁目 11（登別中央ショッピングセンター・アーニス 2 階） 電話 81-2182	■利用時間 10 時～20 時 ■休館日 木曜日、毎月最終金曜日、12 月 29 日～1 月 3 日
職業訓練センター	青葉町 42-13 電話 85-1450	■利用時間 8 時 30 分～17 時 ■休館日 土・日曜日、祝日、年末年始

ジョブガイドのぼりべつ	中央町 4 丁目 11（登別中央ショッピングセンター・アーニス 2 階） 電話 81-5555	■利用時間 10 時～17 時 ■休館日 土・日曜日、祝日、年末年始
ネイチャーセンター（ふおれすと鉾山）	鉾山町 8-3 電話 85-2569	■日帰り利用 9 時～17 時 30 分 ■宿泊利用 14 時～翌日 11 時 ■休館日 月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)、12 月 29 日～1 月 3 日
葬斎場	富浦町 186-1 電話 83-1076	■休館日 友引、1 月 1 日
クリンクルセンター	幸町 2 丁目 5 電話 85-2958	■利用時間 9 時 30 分～17 時 ※ごみの自己搬入は、9 時から 16 時まで。 ■休館日 土・日曜日、休日（市民ギャラリー・再生品展示室を除く）、12 月 29 日～1 月 3 日 ※ごみの自己搬入は、日曜日（土曜日、休日は受け入れ可）。
郷土資料館・文化伝承館	片倉町 6 丁目 27-2 電話 88-1339	■利用時間 4 月～10 月／10 時～17 時 11 月～3 月／10 時～16 時 ■休館日 月曜日(月曜日が休日の場合は火・水曜日)、休日の翌日、12 月 29 日～1 月 3 日
のぼりべつ文化交流館（カント・レラ）	登別温泉町 123 電話 84-2069	■利用時間 4 月～10 月／10 時～17 時 11 月／10 時～16 時 ■休館日 月曜日(月曜日が休日の場合は火・水曜日)、休日の翌日、12 月～3 月
市民活動センター（のぼりん）	緑町 1 丁目 1-4 電話 83-6866	■利用時間 月～金曜日 9 時～22 時 土・日曜日 9 時～18 時 ■休館日 休日、12 月 29 日～1 月 3 日

※休日とは、祝日や振替休日などのことです。

主な公園

施設名	所在地・電話	主な施設など
亀田記念公園	富岸町 3 丁目 8 電話 86-2511 (亀田記念公園内管理事務所)	■主な施設 芝生広場・ジャブジャブ川・にじますの池・藤棚・管理棟 (1F 管理事務所、2F わくわくドキドキかめだわんパーク)
川上公園	桜木町 5 丁目 電話 86-2511 (亀田記念公園内管理事務所)	■主な施設 多目的広場・野外ステージ・遊戯施設・運動広場 (サッカー場)
キウシト湿原	若山町 2 丁目 21 電話 84-8470	■主な施設 ビジターセンター・展望デッキ・木道 ■開園期間 4 月第 3 土曜日～11 月第 3 日曜日 ■開園時間 9 時 30 分～17 時 ■休園日 月曜日 (月曜日が休日の場合は火曜日)

主なスポーツ施設

施設名	所在地・電話	利用時間など
総合体育館	若山町 2 丁目 26-1 電話 85-5552	■利用時間 9 時～21 時 ■休館日 12 月 29 日～1 月 3 日 ■利用種目 テニス、卓球、バドミントン、バスケットボール、バレーボール、ミニバレーなど
川上公園野球場	桜木町 5 丁目 電話 88-2525 (岡志別の森運動公園管理事務所)	■利用期間 5 月 1 日～10 月 31 日 ■利用時間 5 月／6 時～18 時 6 月～9 月／5 時～19 時 10 月／6 時～17 時 ※硬球不可。

若草中央公園テニスコート	若草町 2 丁目 100-2 (亀田記念公園内管理事務所) 電話 86-2511	■コート数 2 面 ■利用期間 5 月上旬～10 月下旬 ■利用時間 9 時～19 時
鷺別コミュニティセンターテニスコート	鷺別町 3 丁目 3 電話 86-8823	■コート数 1 面 ■利用期間 4 月中旬～11 月上旬 ■利用時間 9 時～日没
市民プール (らくあ)	幸町 1 丁目 5-2 電話 85-5588	■休館日 第 1・第 3 月曜日 (休日は開館)、12 月 30 日～1 月 3 日 ■利用時間 10 時～21 時
カルルス温泉サンライバスキー場	カルルス町 27 電話 84-2872	■コース数 7 コース ■利用期間 12 月中旬～3 月下旬 ■利用時間 9 時～16 時
岡志別の森運動公園野球場	千歳町 97 電話 88-2525	■利用期間 5 月 1 日～10 月 31 日 ■利用時間 5 月／6 時～18 時 6 月～9 月／5 時～19 時 10 月／6 時～17 時 ※硬球不可。
岡志別の森運動公園パークゴルフ場	千歳町 97 電話 88-2525	■ホール数 18 ホール ■利用期間 5 月 1 日～10 月 31 日 ■利用時間 5 月／7 時～18 時 6 月～9 月／7 時～19 時 10 月／7 時～17 時
岡志別の森運動公園テニスコート	千歳町 97 電話 88-2525	■コート数 6 面 (うち 2 面に照明設備) ■利用期間 4 月 10 日～10 月 31 日 ■利用時間 4 月／9 時～17 時 5 月～10 月／6 時～21 時

市や公的機関などの電話番号

機関名	所在地	電話番号
登別市役所 (代表)	中央町 6 丁目 11	電話 85-2111 FAX 85-1108

登別支所	登別港町1丁目4-9(観光交流センターヌプル内)	電話 83-1131 FAX 80-2021
鷺別支所	鷺別町3丁目3-4(鷺別コミュニティセンター内)	電話 86-6111 FAX 82-2066

●総務部

機関名	所在地	電話番号
総務グループ	中央町6丁目11	電話 85-1130
秘書広報グループ (広報広聴担当)	〃	電話 85-6586
(秘書担当)	〃	電話 85-1030
契約・管財グループ	〃	電話 85-1184
人事グループ	〃	電話 85-1132
企画調整グループ	〃	電話 85-1122
D X推進室D X推進グループ	〃	電話 85-5109
財政グループ	〃	電話 85-1331
本庁舎整備推進グループ	〃	電話 57-1079

●市民生活部

機関名	所在地	電話番号
市民協働グループ (市民協働担当)	中央町6丁目11	電話 57-1079
市民生活担当兼 市民相談室	〃	電話 85-2139
消費生活センター	〃	電話 85-3491
市民サービスグループ	〃	電話 85-1855
税務グループ	〃	電話 85-1155
環境対策グループ	幸町2丁目5(クリンクルセンター内)	電話 85-2958 FAX 85-2585

●保健福祉部

機関名	所在地	電話番号
社会福祉グループ (社会福祉担当、生活困窮者支援担当)	中央町6丁目11	電話 85-1911
(生活支援担当)	〃	電話 85-2008
こども育成グループ	〃	電話 85-5634
こども家庭グループ	〃	電話 57-1078
こども相談室	〃	電話 85-6677

健康推進グループ	片倉町6丁目9-1 (しんた21内)	電話 85-0100 FAX 85-0111
高齢・介護グループ	中央町6丁目11	電話 85-5720
障がい福祉グループ	〃	電話 85-3732
国民健康保険グループ	〃	電話 85-1771
年金・長寿医療グループ	〃	電話 85-2137
健康長寿グループ	〃	電話 57-1075
新型コロナワクチン接種対策グループ	片倉町6丁目9-1 (しんた21内)	電話 81-2770 81-2771

●観光経済部

機関名	所在地	電話番号
商工労政グループ	中央町4丁目11 (アーニス内)	電話 85-2171 FAX 83-5302
農林水産グループ	〃	電話 85-2321
観光振興グループ	〃	電話 83-5301

●都市整備部

機関名	所在地	電話番号
都市政策グループ	中央町6丁目11	電話 85-3230
土木・公園グループ (公園担当)	〃	電話 85-4115
(土木担当)	〃	電話 85-3260
(管理担当)	〃	電話 57-1077
建築住宅グループ	〃	電話 85-4399
下水道グループ	〃	電話 85-9052
水道グループ (業務担当)	〃	電話 85-5501
(工務担当)	〃	電話 85-5510
簡易水道グループ	〃	電話 85-5501

●消防本部

機関名	所在地	電話番号
総務グループ	中央町6丁目11	電話 85-9611
消防署警備グループ	〃	電話 85-2551 FAX 88-0259
火災情報案内サービス	〃	電話 88-1515

●教育委員会

機関名	所在地	電話番号
総務グループ	富士町 7 丁目 33-1 (市民会館内)	電話 88-1100 FAX 85-9744
(建築担当)	〃	電話 88-1091
学校教育グループ	〃	電話 88-1162
社会教育グループ	〃	電話 88-1129
青少年センター	〃	電話 88-1154

●その他委員会など

機関名	所在地	電話番号
会計室会計グループ	中央町 6 丁目 11	電話 85-9140
監査委員事務局	〃	電話 85-9230
議会事務局	〃	電話 85-9220 FAX 85-0018
選挙管理委員会事務局	〃	電話 85-9143
農業委員会事務局	中央町 4 丁目 11 (アーニス内)	電話 85-9190

●市の施設など

施設名	所在地	電話番号
市民会館	富士町 7 丁目 33-1	電話 88-1139
市民活動センター (のぼりん)	緑町 1 丁目 1-4	電話 83-6866
クリンクルセンター	幸町 2 丁目 5	電話 85-2958
総合福祉センター (しんた 21)	片倉町 6 丁目 9-1	電話 85-0100
郷土資料館・文化伝承館	片倉町 6 丁目 27-2	電話 88-1339
のぼりべつ文化交流館 (カント・レラ)	登別温泉町 123	電話 84-2069
職業訓練センター	青葉町 42-13	電話 85-1450
鉄南ふれあいセンター	幌別町 3 丁目 17-1	電話 85-2966
若草つどいセンター	若草町 4 丁目 21-1	電話 86-1205
学校給食センター	千歳町 3 丁目 1-3	電話 85-2723
市立図書館	中央町 5 丁目 21-1	電話 85-4324 FAX 85-4325
市立図書館アーニス分館	中央町 4 丁目 11 (アーニス内)	電話 81-2182
ジョブガイドのぼりべつ	中央町 4 丁目 11 (アーニス内)	電話 81-5555

ネイチャーセンター (ふおれすと鉾山)	鉾山町 8-3	電話 85-2569
のぞみ園	幌別町 3 丁目 17-4	電話 85-7721
富岸児童クラブ	富岸町 2 丁目 23-15	電話 87-0034
常盤児童クラブ	常盤町 2 丁目 34-9 (常盤児童館内)	電話 85-1840
若草児童クラブ	若草町 1 丁目 1-2 (若草小学校内)	電話 86-0011
青葉児童クラブ	桜木町 2 丁目 15-16 (老人憩の家「桜木の家」内)	電話 88-3006
幌別西児童クラブ	片倉町 5 丁目 13 (幌別西小学校内)	電話 88-3570
驚別児童クラブ	驚別町 4 丁目 36-6 (驚別児童館内)	電話 87-0003
登別児童クラブ	登別本町 3 丁目 25-2 (登別小学校内)	電話 83-1177
中央子育て支援センター	富士町 7 丁目 2-1	電話 81-3715
登別子育て支援センター	登別本町 2 丁目 25-9	電話 80-2772
驚別子育て支援センター	驚別町 4 丁目 36-6 (驚別児童館内)	電話 84-1235
富岸子育てひろば	富岸町 3 丁目 8 (亀田記念公園内)	電話 080-1890-0865
老人福祉センター	富士町 7 丁目 11-1	電話 88-1303
葬斎場	富浦町 186-1	電話 83-1076

●保育所

機関名	所在地	電話番号
富士保育所	富士町 7 丁目 2-1	電話 85-2557
驚別保育所	驚別町 4 丁目 36-18	電話 86-7254
登別保育所	登別本町 2 丁目 25-9	電話 80-1133
栄町保育所	栄町 2 丁目 6-1	電話 86-9515
幌別東保育所	幌別町 8 丁目 17	電話 88-0151

●幼稚園

機関名	所在地	電話番号
登別カトリック聖心幼稚園	中央町 7 丁目 15	電話 85-2414
リリー文化幼稚園	驚別町 2 丁目 17	電話 87-2211

●認定こども園

機関名	所在地	電話番号
認定こども園 白菊幼稚園	桜木町2丁目5-3	電話 85-2545
認定こども園 白雪幼稚園	登別本町2丁目25-8	電話 83-1162

●小学校

機関名	所在地	電話番号
登別小学校	登別本町3丁目25-2	電話 83-1014
幌別東小学校	幌別町8丁目16-1	電話 85-3532
幌別小学校	中央町6丁目19-1	電話 85-2521
幌別西小学校	片倉町5丁目13	電話 85-2364
青葉小学校	青葉町3-3	電話 85-1477
富岸小学校	富岸町2丁目17-4	電話 86-6303
鷺別小学校	鷺別町4丁目36-21	電話 86-7011
若草小学校	若草町1丁目1-2	電話 86-7513

●中学校

機関名	所在地	電話番号
登別中学校	登別本町1丁目1-1	電話 83-1029
幌別中学校	千歳町3丁目1-3	電話 85-3111
西陵中学校	片倉町5丁目12-1	電話 85-5041
緑陽中学校	富岸町1丁目11-1	電話 85-5409
鷺別中学校	鷺別町4丁目36-6	電話 86-7950

●高等学校、中等教育学校

機関名	所在地	電話番号
北海道登別青嶺 高等学校	青葉町42-1	電話 85-8586
北海道登別明日 中等教育学校	片倉町5丁目18-2	電話 85-0351

●青少年会館

機関名	所在地	電話番号
登別市青少年会館	中央町5丁目21-12	電話 85-3107

●児童館

機関名	所在地	電話番号
登別児童館	登別東町4丁目19-2	電話 83-3493
幌別児童館	幌別町8丁目17-1	電話 85-2802
常盤児童館	常盤町2丁目34-9	電話 85-1840
富士児童館	富士町1丁目1-4	電話 85-7760
富浜児童館	栄町2丁目18-4	電話 86-7187
鷺別児童館	鷺別町4丁目36-6	電話 87-0003
青葉児童館	青葉町3-3	電話 88-3321
美園児童センタ ー	美園町5丁目36-4	電話 86-4591

若草つどいセン ター内児童室	若草町4丁目21-1	電話 86-1208
泉和園内児童室	登別温泉町20-3	電話 84-2522

※「泉和園」は令和5年11月1日に移転しました。

●体育施設

機関名	所在地	電話番号
岡志別の森運動 公園	千歳町97	電話 88-2525
市民プール（ら くあ）	幸町1丁目5-2	電話 85-5588
総合体育館	若山町2丁目26-1	電話 85-5552
川上公園野球場	桜木町5丁目	電話 88-2525

●消防施設

機関名	所在地	電話番号
消防署	中央町6丁目11	電話 85-2551
鷺別支署	鷺別町3丁目5	電話 86-7359
東支署	中登別町207	電話 83-9119

●水道施設

機関名	所在地	電話番号
登別温泉浄水場	登別温泉町177-1	
幌別浄水場	柏木町5丁目27	電話 85-2495

●コミュニティセンター

機関名	所在地	電話番号
鷺別コミュニティ センター	鷺別町3丁目3-4	電話 86-8823
若草つどいセンタ ー	若草町4丁目21-1	電話 86-1205
静和園	中央町5丁目13-7	
恵和園	鷺別町4丁目36-37	
明和園	登別東町2丁目21-1	
泉和園	登別温泉町20-3	
光和園	美園町3丁目無番地	
優和園	若草町5丁目32-7	電話 86-9905
共和園	栄町1丁目10-12	
永和園	幌別町3丁目17-8	
白樺の家	中登別町152-3	
桜木の家	桜木町2丁目15-16	電話 88-3006
あかしやの家	若山町2丁目9-2	
常盤の家	常盤町3丁目26-3	電話 85-4564

相生の家	富士町 1 丁目 1-4	電話 85-4992
汐見の家	登別東町 4 丁目 38-47	
ねむの木の家	新川町 3 丁目 6-2	
柏木の家	柏木町 4 丁目 31-2	
梅の木の家	片倉町 3 丁目 14-19	電話 85-8041
双和園	鷺別町 1 丁目 26-2	
芙蓉の家	登別本町 1 丁目 18-5	
常盤会館	常盤町 2 丁目 35-5	
すずらんの家	幸町 5 丁目 27-4	
千歳福寿園	千歳町 101-1	
栄楽園	栄町 4 丁目 24-3	
桜美園	上鷺別町 117-26	
富久寿園	富岸町 1 丁目 3-2	電話 85-4980
若汐の家	若山町 4 丁目 6-6	
緑寿の家	緑町 1 丁目 2-4	
旭ヶ丘三恵園	美園町 4 丁目 8-8	
三寿園	中央町 3 丁目 10-3	
希望の家	新生町 5 丁目 23-21	
こぶしの家	柏木町 4 丁目 24-42	
和幸園	大和町 2 丁目 27-17	
みその園	美園町 2 丁目 6-1	
札内偕楽園	札内町 73-1	
鷺六園	鷺別町 6 丁目 14-10	
若山の家	若山町 2 丁目 43-128	
新生虹の家	新生町 1 丁目 13-21	
若汐の家	若山町 4 丁目 6-6	
新寿の家	若山町 4 丁目 33-1	電話 87-2556
栄会館	栄町 2 丁目 7-5	
新川会館	新川町 4 丁目 15-11	
カルルス会館	カルルス町 27-7	
桜木会館	桜木町 2 丁目 15-17	
富士会館	富士町 7 丁目 2-1	電話 88-1253
富浦会館	富浦町 1 丁目 46-4	

その他の公的機関など

●登別市内の公的機関など

機関名	所在地	電話番号
登別市文化協会	中央町 5 丁目 21-12	電話 85-8886
登別市社会福祉協議会	片倉町 6 丁目 9-1	電話 88-0860
登別市ファミリーサポートセンター	片倉町 6 丁目 9-1	電話 85-0033
登別市シルバー人材センター	千歳町 4 丁目 5-90 ラポール西尾 1 階	電話 88-0880
登別商工会議所	中央町 5 丁目 6-1	電話 85-4111
登別国際観光コンベンション協会	登別温泉町 60	電話 84-3311
登別市文化・スポーツ振興財団	富士町 7 丁目 33-1 (市民会館内)	電話 88-1116
伊達市農業協同組合登別支所	中央町 1 丁目 10-4	電話 85-3151
いぶり中央漁業協同組合	登別港町 1 丁目 28	電話 83-5001
登別消費者協会	片倉町 6 丁目 9-1	電話 85-8307
登別技能協会	青葉町 42-13	電話 85-1722
登別地方高等職業訓練校	青葉町 42-13	電話 85-1450
登別市地域包括支援センターあおい(愛桜)	登別東町 3 丁目 1-2	電話 83-0511
登別市地域包括支援センターゆのか	片倉町 6 丁目 9-1	電話 88-2106
登別市地域包括支援センター「けいあい」	鷺別町 2 丁目 32-1	電話 82-5005
日本工学院北海道専門学校	札内町 184-3	電話 88-0888
陸上自衛隊幌別駐屯地	緑町 3 丁目 1	電話 85-2011
室蘭開発建設部室蘭道路事務所	大和町 2 丁目 34-1	電話 85-3135

室蘭建設管理部 登別出張所	桜木町 1 丁目 1	電話 85-2311
北海道企業局室 蘭地区工業用水 道 管 理 事 務 所 (幌別ダム)	川上町 308-60	電話 85-2821
胆振家畜保健衛 生所	富浦町 4 丁目 3	電話 85-3231

●警察

機関名	所在地	電話番号
室蘭警察署	室蘭市東町 4 丁目 27-10	電話 46-0110
登別温泉交番	登別温泉町 92-1	電話 84-2310
登別東交番	登別東町 2 丁目 22-1	電話 83-1110
登別交番	桜木町 1 丁目 20-6	電話 85-2136
新生交番	新生町 4 丁目 12-5	電話 87-0550

●郵便局

機関名	所在地	電話番号
登別温泉郵便局	登別温泉町 12-4	電話 84-2730
登別駅前郵便局	登別東町 1 丁目 5- 12	電話 83-1560
幌別鉄南郵便局	幌別町 6 丁目 4-7	電話 85-3702
登別郵便局	中央町 2 丁目 15-1	電話 85-2200
登別富士郵便局	富士町 7 丁目 1-10	電話 85-3701
登別新生郵便局	新生町 3 丁目 19- 16	電話 86-4045
鷺別郵便局	鷺別町 1 丁目 6-18	電話 86-6989
登別若草郵便局	若草町 3 丁目 6-1	電話 86-3026
カルルス温泉簡 易郵便局	カルルス町 4	電話 84-2871
登別桜木簡易郵 便局	桜木町 3 丁目 13-2	電話 85-1877
富岸簡易郵便局	栄町 2 丁目 20-2	電話 86-6356

●室蘭市内の公的機関

機関名	所在地	電話番号
室蘭税務署	室蘭市入江町 1-13	電話 22-4151
室蘭税関支署	室蘭市入江町 1-13	電話 22-7201
室蘭年金事務所	室蘭市海岸町 1 丁 目 20-9	電話 50-1002
室蘭公共職業安 定所 (ハローワ ーク室蘭)	室蘭市海岸町 1 丁 目 20-28	電話 22-8689
ハローワーク室 蘭マザーズコー ナー	室蘭市中島町 2 丁 目 24-1 栗林中島ビ ル 1 階	電話 47-8103 FAX47-8090

札幌法務局室蘭 支局	室蘭市入江町 1-13	電話 22-5111
室蘭労働基準監 督署	室蘭市入江町 1-13	電話 48-4450
北海道運輸局室 蘭運輸支局	室蘭市日の出町 3 丁目 4-9	電話 44-3011
室蘭地方気象台	室蘭市山手町 2 丁 目 6-8	電話 22-2598
札幌地方裁判所 室蘭支部	室蘭市日の出町 1 丁目 18-29	電話 44-6733
札幌家庭裁判所 室蘭支部	室蘭市日の出町 1 丁目 18-29	電話 44-6733
胆振総合振興局	室蘭市海岸町 1 丁 目 4-1	電話 24-9900
室蘭保健所	室蘭市海岸町 1 丁 目 4-1	電話 24-9833
胆振教育局	室蘭市海岸町 1 丁 目 4-1	電話 24-9888
室蘭児童相談所	室蘭市寿町 1 丁目 6-12	電話 44-4152



のぼりべつ市民便利帳 2024

登別市総務部秘書広報グループ
〒059-8701 登別市中央町6丁目11
電 話:0143-85-6586
Eメール:pr@city.noboribetsu.lg.jp